

平成20年度第6回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成20年11月24日(月) 13:30~17:28
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、 中山正邦委員、原陽三郎委員、岡崎英雄委員、秋山雅弘委員、 井出あゆみ委員
欠席者	有高芳章委員
傍聴者	108名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、時事通信、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、 NHK、静岡朝日テレビ、静岡放送、テレビ静岡、浜松ケーブルテレビ
浜松市	飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長、鈴木上下水道管理者、 清田企画部長、鈴木総務部長、鈴木財務部長、織田村都市計画部長、 山下上下水道部長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下

会議の概要

1. 平成20年度第6回の審議会で、鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 浜松市土地開発公社、(財)浜松市建設公社、(財)浜松まちづくり公社について、第4回審議会からの継続審議事項として市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
3. 繰出金等の補助金に類似した経費についての総括及びその個別の経費のうち下水道事業、駐車場事業への支出金について市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
4. 補助金の評価結果について市から報告があり、委員による質疑、意見交換を行った。

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - (1) 浜松市土地開発公社、(財)浜松市建設公社、(財)浜松まちづくり公社について(継続審議)
 - (2) 補助金類似の経費について
 - 補助金類似経費の総括
 - 下水道事業への支出金について
 - 駐車場事業への支出金について
 - (3) 補助金の評価結果について
4. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたのでただ今から平成20年度第6回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。

足元が悪くなる中、また振替休日ということで今日は開始時間も通常とは違い午後1時半でして、大勢の傍聴者の方々ありがとうございます。それでは座って進行させていただきます。

本日は有高委員が所用により欠席のため委員9名により開催いたします。市からは関連事業の統括である飯田、山崎、花嶋の3副市長さんにお越しいただいております。ありがとうございます。

本日の次第ですが、初めに浜松市土地開発公社(以下「土地開発公社」)、財団法人浜松市建設公社(以下「建設公社」)、財団法人浜松まちづくり公社(以下「まちづくり公社」)の「人、モノ、金」の流れについて市から補足説明をお願いします。この件につきましては第4回審議会で審議しましたが、その内容がより明確となるように本日補足説明をお願いするものです。

次に市長さんからの諮問事項であります補助金に関連しまして、市内部のお金のやりとりである繰出金など補助金類似の経費について、その総括と個別の経費のうち市の政策的な判断が大きいと思われる下水道事業、駐車場事業への支出金について審議します。

最後に市が行ないました補助金の評価について市からその結果をご報告いただきます。

それでは早速議事に移りたいと思います。これからの議事進行は鈴木会長が議長となり会議運営を行なっていただきます。会長よろしくをお願いします。

2 会長挨拶

鈴木会長

皆さんどうもご苦労さまです。第6回浜松市行財政改革推進審議会を開会したいと思います。

3 議 事

(1) 浜松市土地開発公社、(財)浜松市建設公社、(財)浜松まちづくり公社について
(継続審議)

鈴木会長

既に司会から話がありましたように、前回の勉強会でかなり突っ込んだ話がありましたから、それに対してきちんとした回答があり、議論ができるものと思います。土地開発公社と建設公社とまちづくり公社の3つの統合ですから、統合する際の「人、モノ、金」の流れ、なぜ合併をするのか、何が問題で

あったのかという点をはっきりさせながら合理化の話を市から伺いたいと思います。よろしくお願いします。

山崎副市長

前回の審議会では資料が間に合わず今回に送る形になり、すみませんでした。

外郭団体については行革審に諮問させていただいて、今議論をさせていただいているところです。外郭団体は市の業務を代行したり、あるいは市の業務を補完したりということで、これまで色々な成果をあげてきたと思いますが、外郭団体を設立した当時と比べまして時代背景も変わってきていますし、経済状況も住民のニーズも変わってきています。外郭団体そのものの事業の必要性について、よく考えてみなければならない時期が来たということで、行革審にも諮問し、審議をお願いしたという経緯があります。

私どもでも外郭団体に対する基本方針を作って健全化、統合についても取り組んでいるところです。今回の3公社につきましては、外郭団体の最も主なものでして、特に旧天竜の土地開発公社が住宅に開発しようとした阿蔵山の事業、あるいは建設公社のゆう・おおひとみ住宅団地の分譲事業などが過去に問題となったように、市は外郭団体に巨額の投資を行なわせる。しかも外郭団体はその事業をプロパー職員も雇ってどんどん拡大する。さらに負債は市の負債とは区別して勘定するため、市の負債として表れてこないいわゆる「隠れ債務」を増やすということもありました。それから地価の下落がありまして、土地の先行取得ということで最初買って置いて後から開発するという時代とは違い、長期に土地を持っていることによって含み損が非常に大きくなっている。外郭団体の収益も悪化させていて、これらは最終的には市が全て責任を負わなくてはならない。市の税金で賄わなくてはならないのが実態です。これをできるだけ見える形にしなくてはならないということで、今回、行革の観点からこの3公社が担ってきた業務を見直し、さらに廃止して、業務のスリム化を図る。それから統廃合を進めて、資産や負債も明確にして、市政そのものの透明性を高め市の将来負担についても軽減しようということで、この3公社についての検討を進めてまいりました。その詳細と結果は担当部長から説明させていただきます。審議をよろしくお願いいたします。

鈴木財務部長

それでは土地開発公社、建設公社、まちづくり公社について、今後の方針を説明させていただきます。先ほどのお話にもありましたように、9月21日の第4回審議会で説明させていただきましたが不十分な点がありましたので、再度の説明になります。

まず3公社の方針ですが、土地開発公社につきましては保有土地の処分を進め、27年度に廃止します。建設公社につきましては土地開発事業を廃止し、平成22年4月に公益的な事業を引き継ぐため、まちづくり公社に統合します。まちづくり公社については21年度末をもって「まちづくりセンター」の事業を終了します。

移行する事業と廃止する事業それぞれに要します人工です。左側が19年度、右側が平成22年4月の状況です。土地開発公社、建設公社、まちづくり公社の事業と正規職員、非常勤職員の人工を表にしています。土地開発公社の業務につきましては市の職員が兼務で行なっておりまして、実質的に2人工ほど要しております。22年度からは新たな土地取得は廃止しますので、業務を整理することで実質1人工となります。建設公社は廃止し、22年度からまちづくり公社に統合し、正規職員17

名と非常勤職員7名で駅前広場管理などの事業を実施してまいります。まちづくり公社はまちづくりセンターの施設管理業務を整理し、正規職員1人減、非常勤職員4人減となります。合計では22年度開始の時点で正規職員29人、非常勤職員19人の計48人の体制となり、19年度末に比べて正規職員は9人の減、非常勤職員は10人の減となる予定です。

最終的に目指す姿としては、土地開発公社は廃止し、まちづくり公社の正規職員19人と非常勤職員9人の合計28人が、駅前広場管理、建設発生土受入事業、組合区画整理支援事業、市民まちづくり事業を行なってまいります。

方針の内容を少し詳しく説明しますと、土地開発公社は土地処分を進め27年度に廃止します。それに先立って22年度以降は土地の新規の先行取得は取りやめます。今後の課題として3点ほどありまして、一つは土地開発公社廃止後の国庫補助事業にかかる用地の先行取得について、補助の採択時期と土地取得のタイミングが合わない場合の受け皿をどうするかという問題です。それから19年度末時点で簿価200億円余の保有土地の処分についてです。現在22年度までの計画で削減を進めていますが、新たに5ヵ年計画で処分計画を進めます。新たな計画では、事業化の見込みのない土地は他の用途としての処分を積極的に進めます。それから浜松市が取得していくための財源等の問題を解決し、27年度までには土地開発公社を廃止します。

建設公社については、土地開発事業を廃止します。駅前広場管理事業、建設発生土受入事業は公益的な事業としてまちづくり公社へ引き継ぎます。市営駐車場の管理事業は指定管理者としての事業受託期間中ですので、まちづくり公社に引き継ぎます。市営住宅管理業務につきましても市営管理を受託した場合にはまちづくり公社に引き継ぎたいと考えます。

まちづくり公社については、組合区画整理支援事業は中心的な業務として継続します。まちづくりセンター事業として行っております「まちづくりセンター」の施設管理と、まちづくりの普及啓発事業は21年度末をもって廃止します。市民まちづくり支援事業は市からの受託事業として継続実施します。建設公社から引き継ぎます駐車場の管理と市営住宅の管理は、正規職員の雇用確保のため当面事業を実施していきますが、最終的には廃止します。

廃止統合に向けての「人・モノ・金」の動きです。まず人の動きは正規職員と非常勤職員の構成で、19年度末では67人ですが平成22年4月に48人、最終的には28人になります。

正規職員は、現時点では38人ですが最終的にまちづくり公社が目指す姿では19人になります。

理事、監事等の人数です。現在は40人ですが、平成22年4月の統合時に21人、最終的にはまちづくり公社の理事を12人にしてまいります。

建設公社、まちづくり公社の職員の年齢構成からしますと、目指す姿である正規職員数19人となるのは定年退職者不補充の場合には平成33年度になってしまいますが、駐車場業務等の指定管理が受託できない場合には勧奨退職等により職員数を削減していくこととなります。

保有土地の動きです。土地開発公社は21年度末で簿価150億円程度、時価85億円程度の土地を保有している見込みです。建設公社は廃止時点で市が取得依頼した土地など時価4.83億円の土地が残る見込みですので、この土地を土地開発公社が買い取る予定で考えています。土地開発公社は土地の処分を進め、27年度には廃止します。

基本財産、保有資産の動きです。建設公社の保有する駅前広場の施設と事務所はまちづくり公社に引き継ぎます。合併後のまちづくり公社の基本財産は4.38億円。保有資産は3.04億円となる予定です。

負債の動きです。土地開発公社は21年度末の借入金残高見込みが約172億円です。22年度では建設公社の土地4.83億円を借入金で取得するため借入金はその分増えて177億円となる見込みです。土地開発公社につきましては、土地処分を進めることで借入金を減少させていきますが、最終的に負債は市へ移ることになります。

建設公社の借入金残高は約10億円と見込まれ、土地開発公社への土地売却により最終的には約5億円となります。この借り入れにつきましては市が負担して処理してまいります。まちづくり公社の借入金約26億円は組合区画整理事業の市の助成工事分の借入金で、これについては引き継いでいきますが、市からの補助金によって順次償還していくものです。

21年度末の借入金等の数字をまとめますと、3公社の借入金残高は合計209億円で、保有土地の時価は90億円です。先ほど申し上げたとおり、このうち建設公社の借入金10億円は廃止時に土地開発公社へ土地を売ることで4.83億円を返済し、残りの5.49億円は市が負担して処理することになります。残りの借入金につきましても今後土地開発公社の保有土地を処分しながら償還していく予定です。説明は以上です。

鈴木会長

ありがとうございました。今の説明は、建設公社とまちづくり公社をまず一緒にする。そしてそこに土地開発公社を統合させるという順番だと理解してよろしいわけですね。

鈴木財務部長

土地開発公社は単独で廃止してまいります。そして建設公社とまちづくり公社を統合します。

鈴木会長

そうですか。それでは私から先に質問させていただきます。

まず土地開発公社は土地処分を進め27年度に廃止するという事は、7年という少し想像できないような長い期間をかけて土地を処分することになっているんですが、そんなに処分の難しい、なかなか処分できそうにない土地があるという意味なのか。あるいは色々な開発があるから、手続き上そうになってしまうのかということが一点。

建設公社は平成22年4月からまちづくり公社と一緒になるということで、なぜあと1年半事業を続けるのかという点。

土地開発公社は27年度の廃止までの期間が長いのと同時に、22年度以降は土地の新規先行取得を取りやめるといことですから、来年、21年度は先行取得を行なうと理解できるんですけど、なぜまだ一年間やるんですかという点。

それから建設公社の土地開発事業は廃止と先ほど説明があったんですけど、いつまで事業を続けていつ廃止するのかという期限はどうなっているのかという点の四つを質問させていただきます。

鈴木財務部長

お答えさせていただきます。まず土地開発公社の処分に7年間かかるのはなぜかという点ですが、実際に処分と申しましても民間に売却する場合と、浜松市が取得する場合があります。先ほど副市長から話もありましたが阿蔵山の土地などにつきましては民間への売却による処分は難しく、民間に

売却して処分するには少し時間がかかります。公園用地や学校用地として市が事業用を買っていく土地につきましては、事業化の見込みが見つからないこともあります。もうひとつ、約200億円の土地ですので、7年間ですと年間2、30億円の資金がかかります。その資金手当がなかなかできないということがあります。そういうことで少し時間をかけて処理したいと考えます。

それから土地開発公社の新規の土地の取得を取りやめるのがなぜ21年度からではなく22年度からなのかという点ですが、実質的には既にほとんど取得しておりません。しかしながら、例えば細かい問題ですが先ほど申し上げたように建設公社の土地を買わなければなりません。

国庫補助事業の土地の取得につきましては、補助のタイミングで時間のずれがありますので、その受け皿をどうするかという問題があり、1年程度時間をかけてやっていきたいと考えます。

建設公社の土地の先行取得ですが、土地開発事業は既にやめておりまして、現在もやってないという状況です。以上です。

鈴木会長

先ほどの説明では土地開発事業を廃止するということでした。あれは既にやめているということですか。

鈴木財務部長

はい。そうです。

鈴木会長

そうすると土地開発事業は、平成20年11月現在既に廃止していて、仕事もやっていないということですね。

鈴木財務部長

はい。

鈴木会長

これを明記しておいていただきたいと思います。

鈴木財務部長

分かりました。

鈴木会長

それから今の説明で、27年度まで7年間かけて土地を処分する。処分は市が所有することになる場合と民間に売却する場合があって、阿蔵山の土地もあるということでなかなか大変だと思う。そうすると今の時点でも、市が買う土地と、民間に売却する土地の仕分けはできるのではないかと思うんです。

それと、市が買うにも予算がないから7年間ぐらいに分割しないと買っていけないという説明だったと思うんです。それがやはり非常に重要な問題です。予算を削れば出るんです。そうでしょう。今まで

の予算はそのまま続けながら、こうして処分するための予算は別枠でやるという発想だから7年かかる。おそらく7年経つと残ってしまうことになる。だからこの前申し上げたように、小学校などの公共用地も虫食い状態で賃借している。こんなことは常識では考えられないですから、これらについても今の予算の範囲内で、過去に買うべきだったものを買わなかったのだから、一般会計が2,600億円なら1%の26億円ぐらいは今の一般会計予算を割愛してでも買っていくという方針を立てないといけないと思うんです。こういうものも話を聞いているとなにか予算に余裕があればやっていきますというやり方に聞こえるんです。今までの予算の使い方は今までのようにやっていきますが、余裕があったらやりますでは駄目なんですよ。一般会計予算なり特別会計予算の中で、そうした過去のしがらみを整理することが重要です。過去のものでしたら一定の枠を決めて優先的にやっていくということではない。ただだと7年もかけていたら、どこの会社でも一緒だけど7年経ったら一昔になってしまいますよ。やはり3年くらいで計画を立ててやらないと、体だけ一緒にしたけど中身は7年かかるということでは少しいけないのではないかと。山崎副市長、その辺を明確にさせていただいて、一定の枠を決めてやっていくと言明してくださいよ。

山崎副市長

民間に売却して処分する場合と市が買って処分する場合があるという話でしたが、土地開発公社はもともと市がやる仕事を代わってやってもらう仕組みです。昔のことですが、土地の値段が上がってしまうとまずいので、とにかく早く買っておこうということで先に土地開発公社に土地を買っておいてもらい、後で市が買い戻すのが一般的です。先ほど例に挙げた阿蔵山も、土地を買っておいてそこに住宅を作ろうと考えたわけですが、ところが経済情勢も変わってきて、土地を買っておいたのは失敗だったというのが今の状態です。大事なものは、その土地を市が今度買い戻して使えるのかどうかの見極めが重要な問題になるということとして、単純に、とにかく市が全部取得すればいいんだということにはならないことをご理解いただきたいと思います。

鈴木会長

私はそういうことを申し上げているのではなくて、土地開発公社にしても建設公社にしても、先行投資ということでお買いになった土地の価格が上がったり下がったりした。これはもう今更とやかく言っても仕方がないことなんです。そういう過去のことについて云々ではなくて、現在残っている土地の時価が簿価に対して低ければ、やはりそれをちゃんと処理するという。赤字というかその含み損をその都度出していかないと残るんですよ。だから私はそういうことではいけないと言っているんです。過去に高く買ったとか、安く買ったという話はその時その時の事情があったわけですから、今の予算の中でそれを早く処理しなさいという意味です。お間違いないように。

秋山委員

3公社で今持っている資産や事業をどうするかということなんですけど、この資料になかったところで、3公社を維持すると年間にどのぐらいの経費がかかるのか。維持することによる経費の中で大きなものは人件費と金利負担だと思うんですが、3公社の人件費、金利の合計、それから総経費の合計がどのぐらいかを教えていただきたいです。すぐ出ないようだったら単純な足し算なので公社別でも結構です。

建設公社藤田理事長

建設公社は18年度決算で人件費の総額が2億1,968万5,000円です。2年前の少し古い資料で申し訳ありません。

秋山委員

人件費は約2億2,000万円ということですが、金利はどのくらいになりますか。

鈴木会長

金利だとか草刈りの維持費とかは全部土地の取得価格に含めてしまうから、人件費しか数字は出ないと思います。

秋山委員

おそらく公社を作られた時には存在意義があったと思うんですけど、段々存在意義がなくなっているわけです。そういう意味で今、3公社を存続すべきか、廃止すべきか、統合すべきかという話が出ているので、その背景にある経営的な数字を見せた上でどう判断しますということを言っていたかないと。27年度まで諸事情で継続します、統合するけど組織は残りますということで、残る組織にまた人が配置されるわけですよ。これでは本当に必要な組織なのかが分からないんですよ。ですからこれでは提案にも何にもなっていないのではないかと思います。

鈴木会長

それと3公社の借入金残高(資料P.15)は合計で209億円あるわけですよ。それで保有土地の時価は約90億円。この時価は本当の時価ではなくて、固定資産税評価額による時価だと理解しているわけでしょう。

鈴木財務部長

はい。そうです。

鈴木会長

そうするとこれだけでも約120億円の赤字が出ますということ。固定資産税評価額ですから、もっと下がるかもしれませんね。2割くらい赤字は多めに考えておかなければならないかもしれない。だから借入金を早く返済するためには7年もかけて処分しては駄目だと思う。市が土地を買うなら振り替えるだけかもしれないけど、民間に売る土地は売れば回収できるわけですから。そういう点で急がなくてはならない。7年経ったらそこにいらっしゃる副市長も部長さん方も、どなたもいらっしゃらなくなっているわけですよ。だから全然責任がなくなってしまう。自分の任期中に処理するという気迫で各部長さんがやらないと駄目だということですね。7年は長すぎます。だから市が買う土地と民間に売る土地を仕分けしてください。そうしてどんどん処分していかないと、7年後に最後の1億円分の土地が残ったというならいいけど、7年かけても209億円の土地のうちの40億円分も50億円分もまだ残っていたなんてことになったら大変な問題になるんですよ。固定資産税評価額がもっと下がるかもしれ

ないですから、急がなくてはならないですよ。他の委員の皆さん。ご意見をどうぞ。

山本委員

先ほど会長から気の長い話だという指摘がありましたけど、もう少々気の長い話があるように思います。建設公社、まちづくり公社職員の状況(資料P.11)に「目指す姿(最終)の正規職員数19人となるのは、定年退職、退職者不補充の場合、平成33年度からとなる」とあります。事業が本来必要なのか。この資料では47年度まで書いてありますが、仕事の内訳を見ますと事務をしている方が非常に多い。そうであれば、市としてできることなのかどうかは分かりませんが、職員の方に辞めていただくことを原点に考えるのではなくて、市との流動性は考えられないのでしょうか。公社が設立されたときは当然のこととして設立されたのだと思いますが、事業があってそこに職員が配置されるのであれば当たり前ですが、職員の数から事業の内容を考えるというやり方はどうなのかと思います。公社職員と市の職員との間の流動性を図って、仕事に合わせた人員を考えるという方法はとれないのでしょうか。

鈴木財務部長

今のお話ですけども、まちづくり公社の職員と市の職員との流動性は無いと考えています。それでこの資料では、これらの事業を退職不補充で進めた場合には33年度からとなっていますが、現在の職員で行なっております指定管理等の業務は入札ですので、もし事業が受託できない場合には勧奨退職等の実施により職員を削減していくことになると考えています。

山本委員

基本的に、行革審では人員の有効利用を申し上げているわけですし、人が自然に減っていくのは結構なことですが、誰かに辞めてもらうために無理しろという話は実際出ていないと思います。そういうお考えの向きもあるとは思いますが、おそらく市の職員というプライドで公社の方もやってこられた。皮肉な言い方ですけどこの表は47年度に最後の方がいなくなったら終わりますよということに見えます。方法論として現在色々なルールがあって実行できないとしても、仕事が優先なのは当然ですがその仕事を考える中で、組織を市の中へ取り込んで、その組織も場合によれば人員に合わせてではなくて仕事の内容によって整理する。あるいは一緒にするというをお考えいただくわけにはいかないのでしょうか。

鈴木財務部長

どこの外郭団体でも一緒ですけども、業務を受託できなければ整理していくのが原則だと考えております。

山本委員

そうになっていることは理解できますが、やはり仕事があつての公社だと思いますので、またそういったことも長期の中でお考えいただけたら、それこそ傍目八目の話かもしれませんが、働いている方にとってもそのほうが良いのではないかと思います。

鈴木会長

それに関連して質問しますが、これは飯田副市長だと思うけど、浜松市は毎年職員を何人新規に採用なさっていらっしゃるんですか。

飯田副市長

定員適正化計画がありますので、必要な定員数を決めまして、退職者数をみて、採用人員数を決めています。来年の事務職は5名です。人数は毎年多少違います。

鈴木会長

全体で5名ですか。

飯田副市長

事務職は5名です。

鈴木会長

事務職以外は。

飯田副市長

それ以外に保健師などの資格職員など全て入れて、来年の採用は100名程度です。

鈴木会長

本当に大卒、高卒の事務職員は年間5名ですか。

飯田副市長

来年度はそうです。

鈴木会長

毎年度はどうなんですか。

鈴木総務部長

例年30名ほどの一般行政事務職員を採用しておりましたが、来年度、21年度に向けては5名に減らしました。

鈴木会長

30名採用していたのを5名に減らすというのは、仕事をアウトソーシングしてどこかで人が余ってきた、余ったというと語弊があるけど、あるいは定員の関係で減らしたということですね。今の話にしてもそうですけど、生首を切るなんてことは今どこの世界でもできるわけありませんから、その必要はない。公社の職員を市の職員として採用できるかできないかは知りませんが、市の職員が民間へ出向することはできないという話は聞きましたけど公社の職員が市へ出向することは一向に差し支えないと思

うんです。そうすると、なにかが合理化された分毎年採用する職員数を減らしていったら、それこそ人の問題、余剰になった職員数は5年なり7年で解決していけばいいですよ。それをしないで新卒の職員を採用していくと、いつまでたっても解決できない。今の公社の事務職員の市への出向はかなりできるはずなんです。現業職と行政職の任命換をあなたたちは簡単におやりになったようだけど、これは現に慎むべきことでして、ただこれこそではないからできるはずなんです。もっとガラス張りですべてやっていただきたいと思います。

中山委員

今、定員の問題も出ておりますけど、まちづくり公社が本当に必要かどうか。まちづくり公社は財団法人ですね。収益事業を行っていて、公益法人認定法の公益財団法人に認定されるのは非常に難しいという可能性もあると思いますが、そもそも存在意義はあるんですか。もちろん人の問題があるから色々解決するまで勘弁してもらいたいということなら、それももちろん理解できるんですけど、今後ともずっとまちづくり公社を続けていこうということなのか。その辺を教えていただけないかと思います。

織田村都市計画部長

まちづくり公社担当の都市計画部長です。存在意義についてですが、先日も説明しましたようにまちづくり公社は土地区画整理事業の指導をする区画整理協会としてスタートしました。民間によるまちづくりへの支援を使命としてきて、そうした仕事はある意味で公共、行政的なことにも通じている行政ではない団体が、きちんと事業を運営していくことが大事な役割であり、こうした役割については今後少なくとも当面の間は事業を実施していく必要があるだろうと考えております。

もちろん今までと同じように組合区画整理事業自体を大規模に今後もずっとやっていくという話ではありませんから、その事業規模に応じて縮小するなり、形を変えていくことは必要だと思えます。ただ、まだ区画整理事業を実施している地区もありますので、当面の間はまちづくり公社が行う業務は存在意義が十分にあると考えています。

中山委員

十分分かりますが、そうすると区画整理事業をしている日本全国の全都市にまちづくり公社があるわけですね。

織田村都市計画部長

区画整理の業務をしている協会なり公社がある都市もあるし、ない都市もあります。

中山委員

ない都市もあるというのはどういうことですか。

織田村都市計画部長

区画整理という手法をあまりやらないところでは、市役所なり町役場が丸抱えで事業をしているところがあると聞いています。

中山委員

今後、組合施行の区画整理事業はあるかもしれませんが、いわゆる市でやる事業はもう無いでしょうし、方向としては非常に縮小されていくはずで、当然のことながら市の中で吸収できる事業も十分あると思います。私は人の問題と絡んでいるんだという認識で理解しているんですが、そういう中で先ほど山本委員も会長も言うておりましたけど、人の問題は流動性を考えれば色々なことができるのではないかと私は思います。

秋山委員

やっている仕事は全部市の仕事なんでしょう。それなら公社でやらずに市でやればいい話ではないのですか。適正職員数が19人(資料P.11)と書いてあるけど、どうやってこの19人が出てくるんですか。19人が適正職員数なんて信じられないですよ。

それからまちづくり公社の事業(資料P.7)を見ても、市民まちづくり支援事業、市営駐車場管理受託事業、市営住宅管理受託事業は管理人さんなんですよ。これらは管理会社に頼めばもっと安くできるのに、なんでこうした事業を市がやらなければいけないんですか。つまり、今中山委員が指摘したとおり、公社が必要だった時代は終わっているから、本当に必要な事業だけを市でやって、出せる仕事は外に出すという大方針を出さない限り存続する意味がないですよ。浜松市の場合、天下り先として確保する必要はないでしょうから、今出ている提案は現状維持をしますという提案以外のものとは読めないんです。継続審議になった割には全然進歩のないご提案だと思います。市長さんあるいは副市長さんからそれについて大方針を出していただけるとありがたいんですがどうでしょうか。

花嶋副市長

まちづくり公社が支援する組合土地区画整理事業につきましては、市の施行ではなく、あくまでも地域の皆さんによって設立された組合が施行者です。市には組合施行の土地区画整理事業の認可者としての立場があります。また、市は各種補助事業も行ないます。浜松の場合は従来非常に多くの組合施行の土地区画整理事業が行なわれてきました。本来であれば、各組合さんが事務事業について自らやっていたのが一般的かと思います。しかしそれぞれの組合さんの色々な事業が輻輳しますから、一箇所にまとめてやっていくのが効率的であり、かつ事務事業が統一化できるということで、こうした形で従来やってきました。しかし今委員ご指摘のとおり、今後は仕事が少なくなってくることも流れとしてはあります。その時にまちづくり公社のあり方をどうしていくか、当然方策として考えなければいけないということがあります。

次に市民まちづくり支援事業ですが、市はあくまで都市計画全体の方針を出したり、都市計画審議会等で法的手続きを進めたりする役目があります。昨今、よく地区計画と言われますが特性ある地域のまちづくりを進めたいとか、地域の皆さんが私権を制限するような内容で、ある地域の環境改善を進めたいという場合があります。これらはあくまで地権者の皆さんの自らの発意で行なわれるもので、市はあくまでも都市計画法上決まった権限の範疇で指導させてもらっておりますけれども、やはり地域の皆さんの発意で行なう場合には、色々な利害が絡みます。そこでまちづくり公社が持っている情報あるいは支援策等についてまず議論をしていただき、その中で合意結成されたものが市へパトタッチされ、それで手続きを進めていくという役割もあります。全国に色々なまちづくり公社があります

が、NPO団体(民間非営利団体)が直接そうしたまちづくり業務をしている神戸や兵庫の事例も実際はあります。そういう方向に向かうのが市としてはありがたいわけですが、浜松の現状におきましてはまだそこに至っていないという中で、当面まちづくり公社がその役割を一方で担っていただきたいと考えているところです。

秋山委員

市営駐車場管理受託業務と市営住宅管理受託事業についてはどうですか。

花嶋副市長

市営住宅管理につきましては、指定管理者制度の公募の段階で建設公社が手を挙げましたが、民間では参入を希望される方はありませんでした。市営駐車場管理につきましては、あくまでも市のアウトソーシングとしての指定管理者制度に建設公社が手を挙げ、受託が決定しました。これらはまさしく施設管理ですので、今後民間の企業さんの参入があって、また色々な費用対効果を考えたときにそちらに決定されれば、民間企業に仕事が行くことは当然考えられるわけで、あくまでもこれは一般的な指定管理者制度の競争原理に基づいて決まります。財務部長から先ほど仕事を取れなかった場合には職員は勧奨退職でという説明もありましたが、あくまでも今の時点では指定管理者制度の競争の結果だと受け止めています。

秋山委員

本当に自由競争になっているのでしょうか。

花嶋副市長

これは一般公募させていただきました結果、そういう方々が参入することになったものです。

秋山委員

どれくらいの期間にどういう公募をしているのでしょうか。職員の給与を払うためそこに仕事をおろしてあげなければいけないという配慮が働いているとしたら、本当の意味の自由競争はありえないと思うんですよ。公社という名前がついているんですから。

それから先ほどNPOが市民まちづくりを支援する地域もあると言いましたけど、反対に、まちづくり公社があればNPOは立ち上がりようがないです。公社がなくなることによってそういったNPOが自発的に立ち上がってくるのではないかと思うんです。公社をやめるという大前提でものを動かさない限り、結局諸事情に合わせて公社は存続することになるだろうし、209億円という借入残高に対して90億円の資産しかないというのは普通の会社であればリーマン・ブラザーズよりひどい状況かもしれないですよ。米国政府から支援を受けられずに破綻したリーマン・ブラザーズよりもひどい状況の公社が存続したら、浜松市にとっての隠れ負債は7年経ってもきっと解決しないはずですよ。だから今の段階で、行革審があるうちに、ぜひ1、2年の間に解決する方針を立てないと。7年かかる計画を出されても誰も監視しないですし、誰もやらないで公社が継続して、浜松市が夕張市ようになってしまわないかと思っています。1、2年の間に解決できるという提案を出さずにこの場所で継続審議をしていること自体がおかしいのではないかと思います。

織田村都市計画部長

市営駐車場管理事業については、来年度以降の指定管理は3社の応募がありました。その中できちんと審査をして、建設公社が受託することになっています。まちづくり支援、指定管理の事業につきましては、確かに公社があるからNPOが出てこないとか、NPOを育てるためにはどういった方法が適正なのかという議論が色々あると思います。しかし現段階では、必ずしも行政という立場ではなくて、行政と市民の中間の立場にあるまちづくり公社のようなところが市民のまちづくりをある程度支援することが適正だと思ってやっております。この辺は当然議論があることで、色々試行錯誤しながらやっている段階ですので、議論は引き続きしていきたいと思います。その中で、我々もいつまでもこの仕事を公社に続けさせようと思っているわけではありません。NPOなり、例えば民間の土地開発事業等であれば民間コンサルタントなり何なりに、きちんと支えてもらうのが理想的な状態だと思います。そこまでもっていくためにはどういうやり方があるかをきちんと考えながらやっていきたいと思います。

鈴木会長

時間も来ましたので次へ進みたいと思うんですがよろしいですか。実は今までの審議のなかで、建設公社(資料P.6)の事業を見ると、土地開発事業は廃止するけど、市営住宅管理受託事業は「まちづくり公社に引き継ぐ」。市営駐車場管理受託事業も「まちづくり公社に引き継ぐ」。駅前広場管理事業、建設発生土受入事業も「まちづくり公社に引き継ぐ」。3つとも引き継ぐんです。また従来どおりやっていくということですよ。

今論議されているように、浜松市だけの問題ではなくて、戦後、中央が公社や第三セクターをどんどん進めてきた。だから各自治体はそれに乗って色々なものを作ってきた。その結果、成功したものはあまり無い。第三セクターはお役所の良いところと民間の良いところを取り入れてやるのだから一番良いと言っていたんですが、現実を見るとお役所の悪いところと民間の悪いところをくっつけたのが第三セクターになってしまったという反省がある。浜松で言うとフォルテ(浜松都市開発株式会社)なんてその最たるものですな。だからそういう点で、今後の進め方として地方自治という立場から公社をなるべく少なくしていく。あるいは第三セクターなどに業務を引き継ぐということをやめていく。今NPOの問題もありましたけども、官がやっていたらNPOはやりません。だからそういう点でもう少し公社や第三セクターの整理統合が必要ですから、合併して政令市になったのを機に、ビジョンとして将来的に公社だとかこうしたやり方は廃止していくんだという青写真を思い切って今のうちに作ることをぜひお願いしたい。

この3公社を一緒にするだけでも120億円ぐらいの赤字が出る状況ですから、全部さらけ出したら隠れ債務がいっぱい出てくることになるんです。あなたたちは大変お気の毒だけどそれを処理して解決する世代になってしまった。だけど、年間の一般会計なり特別会計の予算の中で一定の金額を拠出して過去を処理すると明確にしなければ、先ほど財務部長が言ったように長期間かかってしまうことになります。一般会計が2,600億円なら最低でもその1%、26億円をそういうものの後始末の費用とするというような考え方をしっかり持ってもらうことが私は必要ではないのかなと思います。この3公社も、「人、モノ、金」がどう動くんだということと同時に、何が問題でこうなったのかをもう少し突き詰めて、だからこうするんですという次のビジョンを明確にしてもらいたい。それが皆さんの後輩達がまた赤字を出さないようにする一つの教訓にもなるわけです。その辺のビジョンを明確に描いてほし

い。

だから私はこの3公社が一緒になってもまだすっきりしない。もっと事業を減らさなければ。まだ余分なものを抱えている。先ほどの話の中で、指定管理者を公募したけど民間の応募が無かったという話がありましたね。応募が無いようなものをしていること自体おかしいんですよ。応募があるようにして民間に任せればいいではないですか。そういう工夫もしていただく必要がある。手を挙げる民間が無いから官がやるんだということではないと思います。

この辺で終わりますけど、私どもとしては50%は理解できたけど50%は理解できていませんから、もう一度検討をお願いしたいということで委員の皆さんよろしいですか。では、そういうことで次へ移りたいと思います。

(2) 補助金類似の経費について

補助金類似経費の総括

鈴木会長

次も厄介な話ですが、補助金の経費の審議に移りますと言いたいんですけど、そうではなくて補助金類似の経費についてです。繰出金だとか負担金だとか交付金だとかなんとかという言葉がいっぱいあって、補助金ではない名前で補助が出ているという問題です。行革審ではそうした繰出金、負担金、交付金というような言葉で使われているものの用語を全て統一して、補助金類似というようなことを言わなくてもいいようにしてくださいとお願いしています。その点について、市からまず説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

鈴木財務部長

それでは説明させていただきます。補助金の類似経費についてです。

まず総括です。補助金に類似する歳出である特別会計や企業会計への繰出金、外郭団体への負担金、交付金、委託料等につきまして、今後は用語を「特別会計・企業会計・外郭団体への支出金」とし、市民に説明する場合には「支出金」に統一を図りたいと考えています。また、これらの「支出金」を「義務的な支出金」と「財政支援的な支出金」に区分したいと思います。「義務的な支出金」とは、法律などに基づき支出するものや経費の内容から一般会計が負担すべき支出とします。また「財政支援的な支出金」とは、「義務的な支出金」以外の財政支援的な性格のものとし、

支出金ですが、19年度決算では全体で521億円あります。そのうち「義務的な支出金」は359億円で、その主なものは介護保険事業の給付費に対する繰出金、国民健康保険事業の出産育児一時金に対する繰出金、それから入札による委託料、公募による指定管理委託料などです。「財政支援的な支出金」は162億円で、その主なものは浜松市リハビリテーション病院(以下「リハビリ病院」)の運営赤字に対する繰出金や県西部浜松医療センター(以下「医療センター」)での周産期医療や企業債元利償還分に対する繰出金などがあります。また、補助金や負担金につきましては「財政支援的な支出金」に区分し、委託料につきましては随意契約によるもの、非公募による指定管理委託

に係るものは「財政支援的な支出金」に区分しました。

特別会計・企業会計・外郭団体への一般会計からの支出金を「義務的な支出金」と「財政支援的な支出金」に区分しますと、特別会計への支出金は合計144億円であり、そのうち「義務的な支出金」は126億円、約9割を占めます。企業会計への支出金は合計99億円で、そのうち「財政支援的な支出金」は78億円、約8割を占めます。これは下水道事業への支出金のうち「財政支援的な支出金」に区分されたものが55億円ほどあるためです。外郭団体への支出金は合計278億円で、そのうち「義務的な支出金」は212億円ですが、これには財団法人浜松市医療公社(以下「医療公社」)への診療報酬分の交付金141億円を含んでおりますので、その分を除けば義務的な支出金は約70億円、外郭団体への支出金のうち概ね5割を占めることになります。

特別会計への支出金を各会計別に整理した内訳です。主なものとしては国民健康保険事業で、「義務的な支出金」は低所得者への保険料軽減分などです。「財政支援的な支出金」は前年度保険料の5%以内という基準で国民健康保険事業の支援のために一般会計から支出しているものです。老人保健医療事業や介護保険医療事業への支出金は全て法定の義務負担です。と畜場・市場事業と農業集落排水事業への支出金は繰出しの基準はありますが、義務的ではないので「財政支援的な支出金」として区分しました。駐車場事業は後ほど個別に審議していただくことになっています。

企業会計への支出金では、病院事業への支出は一般会計で負担しなければならない経費とされている法1号の経費につきましては「義務的な支出金」に整理し、周産期医療、高度医療、企業債元利償還金分といったいわゆる法2号の経費につきましては「財政支援的な支出金」に整理しました。リハビリ病院の運営赤字に対するものが約4億円ありますが、これは19年度に医師不足に伴いまして経営状態が悪くなったことから臨時に支出されたものです。

下水道事業につきましても後ほどの審議の対象となっておりますが、雨水の処理経費を「義務的な支出金」とし、汚水分の経費に対する一般会計からの支出金は「財政支援的な支出金」に整理しています。

次に外郭団体への支出金です。金額の大きなものとして土地開発公社への支出金が約51億円ありまして、公共用地先行取得の支払利息の貸付金や市が取得します土地購入費を「義務的な支出金」に整理しました。財団法人浜松市文化振興財団への「財政支援的な支出金」には随意契約の事業委託料と非公募の指定管理委託料の合計約17億円が区分されています。

医療公社の「義務的な支出金」には病院事業会計から医療公社への医療報酬141億円が入っていますが、これは医療センターとリハビリ病院については収入がいったん病院事業会計に入り、それを医療公社へ支出しているものです。医療公社を地方独立法人化した場合にはこの支出はなくなります。

財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社(以下「フラワー・フルーツパーク公社」)への「財政支援的な支出金」は、施設整備の借入金償還にかかるものの中で全体として約11億円あります。

外郭団体への支出金のうち委託料を整理しますと、全体で59億円あります。そのうち「義務的な支出金」が18億円あり、これは入札による事業委託3億円、公募による指定管理委託15億円の合計です。一方「財政支援的な支出金」は41億円で、この内訳は随意契約による事業委託が17億円、非公募による指定管理が24億円です。

情報公開の対応ですが、一点目として先ほどから申し上げておりますように説明の際にはこれから用語を統一して説明してまいります。二点目は支出金を「義務的な支出金」と「財政支援的な支出

金」に分けて整理し、区分を明確化します。三点目は、広報紙やインターネットを通じて情報公開を進めます。

総括的な今後の方針ですが、特別会計・企業会計への支出金のうち市に裁量のある支出金については各事業の一層の精査を行って削減を図ります。外郭団体への支出金については団体の自立を促進して「財政支援的な支出金」の削減を進めることとし、非公募の指定管理は公募化を推進します。また、随意契約による事業委託等は競争入札への移行を進めたいと考えます。説明は以上です。

鈴木会長

ありがとうございました。それぞれ補助金類似の経費の名前を「支出金」に統一するということですね。そのほうが一般の市民の皆さんには分かりやすいので、ぜひなるべく早く統一していただきたいと思います。その支出金を「義務的な支出金」と「財政支援的な支出金」に区分するということが、いずれにしても521億円あるというのは大きな金額ですな。一般会計の予算はいくらでしたか。

鈴木財務部長

19年度の一般会計の決算では約2,600億円でした。

鈴木会長

2,600億円ですか。20年度の予算案だといくらですか。

鈴木財務部長

20年度もほぼ同じで2,600億円くらいです。

鈴木会長

2,600億円のうちの521億円というと、大きな金額だね。5分の1、約2割が補助金になっている。

鈴木財務部長

先ほど申し上げました医療公社への診療報酬141億円は病院事業会計から出ていますので、一般会計につきましては521億円から141億円を引いた数字が一般会計から支出されていることになります。

鈴木会長

そもそも医療公社のやり方、システムは複雑で、私たちから言えば間違っていたんですよ。市は医療公社という公社を作っておきながら、診療収入をいったん全部市へ入れて、医療公社の経費はそこから支出したという非常に複雑なやり方をしたんですね。それが521億円の中で141億円を占めているというわけです。それはともかくとして結論を急ぎますが、説明の最後で、「市に裁量のある支出金については、各事業の一層の精査を行い、削減を図る」。外郭団体の支出金は「削減を推進する」。非公募による指定管理委託は「公募化を推進する」。その次は一般競争入札への「移行を進める」。進めて推進するのはいいですよ。だけど、一番困るのはこれでは具体性が何もないんです。どれだ

け推進するのか。521億円から医療公社分の141億円を差し引いた金額のうちどれだけ推進するという物差しがない。一層推進します、極力努力いたしますというのは結構な話だけど、物差しがない。だからやはり数字で示してほしい。一年目はこのくらいやりますと。皆さんこの資料を見れば分かるでしょう。フラワー・フルーツパーク公社もあるし、まちづくり公社もある。あなた方専門家から見ればだいたい分かるはずですよ。だから今後の方針がこれでは困るんですよ。「一層の推進を図る」。一層頑張ってください。「一層努力をいたします」。良い言葉なんだけど、物差しが何なのかさっぱり分からない。521億円マイナス141億円の中でどうするんだということを示さないと。「市に裁量がある支出金については」ってあるけど、医療公社への141億円を除けば大部分が市の裁量による支出金になるわけですね。「努力します」っていうのが会社でも一番困るんです。「一生懸命頑張ります」っていうのは何を頑張るのか分からない。そういう点でやはり具体性のある指針を示していただきたい。先ほど申し上げたように合併して政令市になった機会を捉えて、だいたいこうもっていくんだという中期経営計画、中期の市の発展計画というものを作ることを山崎副市長にはお願いしたいと思います。

伊藤会長代行

第1次行革審の時に、補助金以外の援助として、繰出金、負担金、交付金というようにひとつの説明の中にも違う言葉が出てきて分からなかった。今回統一したのは非常に良いことだと思います。まだまだ整理しないと、言葉を統一しただけでは市民の方はなかなか理解できない可能性があります。そこはぜひ市民に分かりやすい言葉に統一しながら説明もきちっとする。今回の補助金なり、財政支援のところだけではなくて、他のところも全部同じだと思いますが、そういう努力をぜひ今後も続けていただきたいと思います。

特にこの財政支援につきましては、私どもも最初は分かりませんでした。それぞれの外郭団体の方も市の組織の方も財政支援ではないと考えていて、要するに補助金を貰っているという感覚が全然なかった団体、企業等があったわけです。市の組織の方でさえそうですから、市民の方はもちろんそこは全然分からなかった。ここを今後きちっと担当の職員の方も財政支援をもらっていてそれが赤字の穴埋めになっているんだという意識で仕事を進めていただく必要があるのではないかと思います。そういう意味でも鈴木会長から指摘がありましたように、どう進めるかという具体的なスケジュールなり目標を出すと同時に、それをフォローした結果がどうだったかの公開を今後ぜひ進めていただくことが非常に重要だろうと思います。今度とも分かりやすく説明しながら、目標を決めて、その目標に対してどう結果が出たのかをぜひ公開していただきたい。非常に大きなお金が動いているということだけは非常にはっきり分かりました。大切なことだと思います。

中山委員

今伊藤委員から話があったように一歩前進して支出金として括ることで非常に分かりやすくなったと思いますが、本来一般会計が負担すべきものが「義務的な支出金」とされているわけですよ。法的に支出しなければいけないと決まっているわけではなくて市が任意で出しているのに「義務的な支出金」に分類されているものもある。

具体的には後で審議しますが、例えば特別会計への支出金(資料P.5)にある駐車場事業への支出金は5億2,300万円で、このうち「義務的な補助金」としてはザザシティ駐車場の土地の分割取得分が1億9,100万円、市施設の割引補填分が400万円となっています。だけどこれは両方とも法的

な義務として決まっているのではなくて任意の補助ですし、また「財政支援的な支出金」には、ザザシティ駐車場の利子は10分の8までは法定で認められているので7,000万円補助しますというものや、それ以外にも公債費元金償還金の2分の1だとか駅北駐車場の利子の6分の4というものがありますが、こちらは財政支援的な支出金に分類されている。これひとつとっても「義務的な支出金」と「財政支援的な支出金」の中が一般の方には分かりづらいと言えるのではないかと思います。我々が見てもどうなのかなというものも多々あります。市の皆さん方は多分こんな分かりきっているかもしれませんが、やはり分かりやすく説明していただきたい。補助金、負担金、交付金、委託料をこのように区切っていただいたのはいいですけど、受け取る側がどう見るか。「財政支援的な支出金」をもらって当たり前だと思われても困るし、「義務的な支出金」の中にも先ほど述べましたように任意の支出金もある。一般会計が負担すべき支出だからこれは「義務的な支出金」だと言われてもやはり困る。そういうことで、やはりお金を出すにあたっては相当しっかりとフォローしないとまずいと思う。そこを市民に分かりやすいような格好で書いてもらわないと、二つに分けたからそれでいいよというわけにはいかないのではないかと思います。財務部長には今後とも引き続きこの点については更によく分かるような形の工夫をしていただきたいというのが私の注文です。

鈴木会長

どうぞ。

原委員

今まで繰出金だとか色々な名前で言っていた用語を「特別会計・企業会計・外郭団体への支出金」に統一するという説明がありました。基本的な質問なんですが、特別会計、企業会計というものがよく出てきますけれど、これらはどういう理由で設置されているのでしょうか。漏れ承るところによれば法律でこういう特別会計を必ず設けなさいという定めがあるものもあるそうですが、それ以外に、市の裁量で特別会計を設けようではないかと条例で決定して設けられた特別会計もあると聞きました。市の裁量的な考えで特別会計を設けると決める場合は、市としてどのような基準、考え方で設けているのかお伺いしたいと思います。

鈴木財務部長

特別会計、企業会計の設置につきましては今お話がありましたように法律の規定がありまして、基本的には一般会計で経理するのが基本ですが、事業の性質上、特定の収入をもって特定の支出に充てるものは特別会計で経理することになっています。法的なものとしては、例えば国民健康保険事業や介護保険事業は保険料収入をもって充てることになっていますので特別会計が設けられています。企業会計も下水道事業などは収入をもって充てるということで行っております。もし市として任意に特別会計を作る場合でも、原則として会計の性質上特定の収入をもって特定の支出に充てると考えられるものについては、任意で特別会計を設置して経理するということだと考えます。

井出委員

中山委員の指摘と主旨は同じで、支出金の区分の明確化を図ることについて、説明では法律などに基づき支出するものや、経費の内容から一般会計で負担すべき支出が「義務的な支出金」

と定義されていて、それ以外が「財政支援的な支出金」になるという形に読み取れますが、この定義が若干分かりにくいと感じます。繰出金(資料P.2)について見てみますと、「義務的な支出金」の中に法定の繰出金と任意の繰出金がありまして、「財政支援的な支出金」の中にも法定の繰出金と任意の繰出金があります。それぞれに法定の繰出金、任意の繰出金が入っているのも少々分かりにくい区分だと感じます。区分基準として法定か否かということと、財政支援的であるか否かという二つの観点が同時に入り込んでいるために多分このような区分になってしまったのかなと思いますが、それが市の裁量の幅を広げるために意図的にファジーにしてあるということなのか、それともそこまでは意図せずとにかく二分しようということでこのような形の区分基準を決めたのかを伺いたいと思います。

鈴木財務部長

それでは分かりやすい例として医療センターで説明させていただきます(資料P.6)。医療センターには「義務的な支出金」に法1号、「財政支援的な支出金」に法2号があります。両方とも地方公営企業法の第17条の二の1号と2号に書いてあるんですが、1号というのは本来市がやるべきことで、市が当然負担しなくてはならない経費として定められています。2号というのは周産期医療ですとか小児医療ですとかこういったものは一般の病院でも行っていますが、特に公的病院として行うものです。2号については、例えば収益があれば市が支出しなくても病院さんで自由にやっていただければいいということで、法の中でも当然すべき負担と、経営が良ければしなくてもいい負担とに分かれているという意味で法定でも二つあるという区別をしています。

井出委員

分かりました。そうすると、支出金の区分の説明そのものが分かりにくくて、最終的に分類された結果を見て市民は理解するしかないということになるのでしょうか。

鈴木財務部長

今委員がおっしゃったようにもう少し厳密に書かなければいけないと思います。「義務的な支出金」(資料P.1)の定義に「法律などに基づき」と入れてありますが、法律であっても義務的でないものがありますので、もう少し正確に書いて説明したいと思います。

井出委員

そうしていただきますと分かりやすくなると思います。理解としては、もともと税金で負担すべきものと素直に判断されるものが「義務的な支出金」で、保険料や使用料など会計収入の範囲内で賄うべきであるけれども赤字のために市が財政支援して補填するという判断が入るものが「財政支援的な支出金」で、その赤字補填などの中には法定のものもあれば、市のルール、裁量に基づくものもあるという理解でよいでしょうか。

鈴木財務部長

概ねそのような理解でよろしいかと思いますが、もうひとつ問題なのは、例えば下水道事業などは理想的な形で回れば下水道使用料収入で全部補填できるんですが、現在建設途中の部分ですと理想的な形にはいきません。今、汚水分については全て「財政支援的な補助金」に区分しています

が、本当を言えば過渡的な部分には少し補填しなければ回らない事業もありますので、「財政支援的な支出金」の中には政策的に入れてあるものもあるとご理解願いたいと思います。

井出委員

分かりました。市の判断が適切であるなら柔軟に運営することが大切だと思います。その辺りは要するに適切な運営がなされることを基に補助金行政を推進してほしいと思います。明確化という点についてはまだ足りないと思いますので、その区分の説明からもう少し分かりやすく示していただくことをお願いしたいと思います。

鈴木財務部長

はい。分かりました。

中山委員

今の井出委員の話のとおりだと思います。

とにかく162億円の「財政支援的な支出金」があって、21年度予算でこれをどれだけ少なくしていくか。逆に言えば、支援している先に収益をあげてもらってどれだけ少なくしていくかということをよく見てやっていただきたいのは当然なんです。この他にまだ補助金があることを忘れてはいけません。補助金の問題は後で審議しますが、市民の皆さんは「財政支援的な支出金」の162億円だけかなと思うかもしれませんが、これ以外に約130億円の補助金があるということだけは頭の中に入れておいていただきたいなと思います。

秋山委員

個々の事業については駐車場や下水道の話の後ですと思いますが、全体的にみると、支出金という言い方でまとめたことで500億円が支出されているということが分かってすごく良かったと思います。

ただ、この資料を見ていくと色々なことが分かるのではないかと思います。勉強会で勉強した内容ではないので私の言っていることは少し的はずれかもしれませんが、外郭団体への支出金(資料P.9)で、例えば社団法人シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」)への委託料は公募での指定管理になっていますが、補助金と随意契約で事業委託している委託料もあります。そこで質問ですけど、シルバー人材センターの指定管理は公募だといっても、シルバー人材センターの運営にこれだけの補助金が出ていて、随意契約の仕事もこれだけたくさん委託しているとすると、指定管理を公募しても一般の民間企業であるとかNPOがその仕事を取れるわけがないと思うんですよ。先ほどの話につながってくるのですが、アウトソーシングとか指定管理という言葉を使って一所懸命に行革をしているとおっしゃるんですけど、支出金を貰っているところが公募の指定管理の仕事を受けていて、本当に行革のためのちゃんとした指定管理になっているのだろうか。市は行革をしたふりをするために指定管理をやっているのではないか。こう感じたんですが、明確に否定していただけるとすごく嬉しいです。

鈴木財務部長

今のご質問ですが、シルバー人材センターの委託料1,100万円の指定管理については公募をしたものです。

秋山委員

質問の意図は、公募をしたふりをしていないかということなんです。

鈴木財務部長

それはありません。

秋山委員

ではこの公募には何社が応募されたんでしょうか。

鈴木財務部長

今細かい数字を持っておりませんが、公募と書いてあるものは全て公募していますので、したふりということはないと理解しています。

中山委員

秋山委員、今の質問は逆なんですよ。シルバー人材センターには補助金が8,000万円出ていますね。それでなおかつ公募で指定管理の仕事を受託している。これがどうなのかということだと私は思うんです。8,000万円の補助金が本当にいいのかどうか。指定管理を公募すれば、当然のことながら補助金を貰っているところは安く仕事を受けられる。そういうことで一般の民業を圧迫しているのではないかと秋山委員は言いたかったのではないかと思うんだけど、違いますか。

秋山委員

そのとおりです。

鈴木会長

指定管理の制度ができて間もなくだったから、やろうということでやってみた。指定管理に応募した人がやってみたら官がやっていたのに対して経費が2割節減できてよかったということ。だけど考えていくと、公募の指定管理をもっと多くして、そして幅広くやればさらに安くできる場合がある。今は実験段階だから甘いと言えるのではないですか。

岡崎委員

シルバー人材センターには色々なお金が入っているんです。まず補助金として8,000万円、随意契約の委託料として3億7,600万円が入っています。また委託料として1,100万円が入っています。一つの外郭団体に「財政支援的な支出金」としてのお金も入っているし、「義務的な支出金」としてのお金も入っているということです。ここで間違えてはいけないことは、このように三つのお金がそれぞれ目的ごとに入っているんですが、科目はどうあろうと一つの団体として見てみますと、シルバー人

材センターへはトータルで4億6,700万円のお金が入っているんです。これをただ目的ごとに三つに分けている。貰うほうも出すほうもこの辺を本当に十分に考えてやっていかないと、なかなか減らないです。

先ほど鈴木会長が、「進める」、「図る」ではなく、数字で出してくださいとおっしゃっていましたように、私も公認会計士ですから数字で出すべきではないかと思います。まず補助金が130億円あります。「財政支援的な支出金」、要するに義務ではない、赤字を補填する支出金が162億円あります。両方合わせると約290億円です。補助金と「財政支援的な支出金」で300億円近いお金が出ているんですよ。これらの「削減を図る」ということではなくて、1割カットしてください。補助金を全て1割カットします、「財政支援的な支出金」を1割カットしますとすれば30億円が出ます。初めに、土地開発公社、建設公社、まちづくり公社の3公社を全部清算すると約120億円の損が出ますという話がありましたが、この30億円をこうしたものの処理に充てていくようにしないと、なかなか数字的にきちっと何か押さえていかないと減らせない。なぜこんな話をするのかと言うと、貰う側の外郭団体はこれだけ市から金が入ってくると初めから予定して、全部予算に組み込むわけです。相変わらず「義務的な支出金」にしても「財政支援的な支出金」にしても去年と同額を市からいただけるものとして予算を組んでしまう。実際支援がないと足りないわけですから。そうではなくて、初めからもう来年は2割カットします、1割カットしますと言えば、貰う側の外郭団体はそのカットされた金額で予算を組まざるを得ないことになるのではないかと。ですから、約300億円のうち、少なくとも10%は来年度カットしますと打ち出してもいいのではないかと。いやそれは色々あってできませんとおっしゃるかも知れませんが、そういう数字と目標を出さない限り減りません。

高柳委員

先ほど鈴木会長から今後の方針が事業を推進するばかりでなんなんだという話があって、今、金額の話になりました。ひとつは、期限を決めないといけない。土地開発公社を清算するのに7年かかったら今の責任者の方々は誰もいないというお話が鈴木会長からありましたが、煮詰めていくと期限が必然的に出てくるはずだと思います。ですからお金も期限も目標をきちっと決めないと。期限を決めないところが役所独特のやり方ですよ。例えばすぐ「統廃合」と言うんですが、「統」はいいけど「廃」が廃止の「廃」じゃなくて配給の「配」になる恐れが極めて高い。国でもそうですよ。やっているのはみな「統廃合」と言うんだけど、ごちゃごちゃいろんなものを名寄せして、それで再配分して生き残らせる。そこで余裕が出てくるとまた良からぬことを始める。高齢化社会でもう余裕なんか出るわけがないんですから、できるだけ私は期限を縮めて早めにやることをお願いしたい。行革審で次の機会があるとなれば、期限を切って金額もきちんと目標を定めてそれで出すのが当たり前だと思います。市民の皆さんもそう思っていらっしゃると思います。

秋山委員

今回支出金という言葉を使っていたいて、すごく色々なことに整理がついたと思います。それは良かったと思うんです。それから「義務的な支出金」と「財政支援的な支出金」という分け方も市民にとって分かりやすくなったと思います。ところが「財政支援的な支出金」は、言い換えると赤字補填ではないかと思います。ですからこの際、「財政支援的な支出金」は「赤字補填的な支出金」に替えて、それを3年以内にゼロにしようと言ったほうがいいと思うんです。言い替えはできないでしょうか。

鈴木財務部長

先ほども申しましたが、例えば下水道事業に対する「財政支援的な支出金」は約55億円ありまして、全て赤字補填といえれば赤字補填ですが、下水道は今建設途上でして、事業が理想的に回ったときにはその部分が補填できることになっています。

秋山委員

分かりました。それならお答えは今回でなくても結構ですが、「義務的な支出金」と「財政支援的な支出金」と「赤字補填的な支出金」の三つに分けていただいて、「赤字補填的な支出金」は3年以内にゼロにするという方針を立てたらどうでしょうか。

鈴木会長

いずれにしても、やはり「人、モノ、金」の動き、期限・金額を数字で示すことが非常に重要だということと同時に、今、各委員から意見が出たように、やはり枠を決める必要があると思います。先ほど一般会計が2,600億円ならその1%の26億円を枠にして借りている土地を買っていくべきだと申し上げました。どこをカットするからこれだけやっていくんだと決めないと、今までの予算はそのままやっていきながらということではいつまで経ってもできない。絵に描いた餅なんですよ。

後ほどまた申し上げますけど、補助金の問題について色々と各界の意見をお聞きしましたら、そんなに貰ってありがたいとは思っていないですよ。市がまた何千万円くれるから予算に織り込んでおくかという長年の習慣になっていて、もし削りますよと言われたらどうするのか、貰う側がそこまで深く考えていないのは事実ですね。それから例えば私自分のことだから申し上げますけど、浜松商工会議所に1,300万円の補助金が行っている。これは事業のための補助金ではない、純然たる補助金です。そうすると、浜松商工会議所に1万4千の会員が集まっていて、一人あたりいくらかを考えると、自分たちが何かをやるうとしたときに各会員が1,000円余分に出すとか1万円余分に出して事業をやるという意欲がなければ、商工会議所の発展なんて無いんですよ。補助金がずっと長年続いているから、市が1,300万円くれるという前提で予算を組んでいる。なにもありがたいとも思っていないし、当たり前だとは思っていないかもしれないけれど、補助金が入ってくるものだと思っている。そういう各種団体が私はまだあるのではないかという気がします。二つ三つの団体に私も個人的にあたりましたけど、どっちでもいいですよと言う団体があるんですよ。だから補助金の見直しは、あなた方が考えているほどのんびりしたり、推進したりということではなくて、自立できる団体を育成していくことがやはり重要であって、補助金を20年も50年も貰っている団体ではもう育成できないということです。だから補助金の問題は、皆さんからいただいた本当に貴重な税金を市の発展のために使おうとするなら、各種団体のご意見も聞きながら思い切らないと。支出金の合計521億円から141億円(医療公社への診療報酬の交付金)を差し引いたとしても、あるいは補助金の132億円と「財政支援的な支出金」の162億円を足したとしてもそれだけの金額があるのだから、もっと思い切ったやり方をしないと良くならないですよ。市が、平成19年度決算は61億円の黒字だなんて余分なことを言うからおかしくなるんです。赤字でしょう。赤字でなければ隠れ借金含めて6,000億円を超える借金はないですよ。年間予算より多い借金をしている状況ですからね。その辺の厳しさをもう少し持って補助金を整理していただくということだけお願いして、次へ移りたいと思います。

下水道事業への支出金について

鈴木会長

次は補助金類似の経費のうち、下水道事業への支出金についてです。

市は下水道事業に毎年70億円のお金を出していて、下水道事業の借金が1,900億円ある。これも大きいですね。ですからよく見直さなければなりません。まず市の説明をいただきたいと思います。

山下上下水道部長

下水道事業への支出金について説明します。下水道事業の概要、今後の下水道整備、19年度決算状況、一般会計からの支出金、経営の健全化の五項目です。

まず下水道事業の概要ですが、役割として四点挙げられます。一点目はトイレの水洗化などによる生活環境の改善。二点目は川や湖など公共用水域の水質保全。三点目は雨水などの浸水の防除。四点目は水循環の創出です。一点目の生活環境の改善は下水道を利用する人にとっての利益です。それ以外の三点は、環境の保全、浸水災害の防止など、下水道利用者だけではなく広く市民の利益にかかるものです。

市の下水道事業の主な業務状況のうち、主な項目だけ説明します。まず、「認可済面積」とは国から整備認可を受けた面積で1万6,550ヘクタール、市域全体の約11%です。「現在排水面積」とは既に整備が終わった面積で、「現在排水人口」とは下水道が使える人口です。この結果、「普及率」の項目にありますように、人口の74.7%が下水道が使える状況です。また、下水道への「接続可能戸数」は270,087戸であるのに対して「接続戸数」は246,974戸ですから、「接続率」は91.4%、約8%強の方が未接続です。

次に地区別の普及率及び接続率です。普及率の高い地区は浜松、舞阪、雄踏です。一方、普及率の低い地域のうち今後整備の残された主な地区として、浜北、天竜、引佐3町があります。接続率については、表(資料P.4)の下の方が低くなっておりませんが、これは下水道の供用開始から日が浅いなどの理由によるものです。

下水道整備ですが、現状としましては市街化区域の整備がほぼ終了して、今後は市街化調整区域の整備が中心となるため、投資効率の低下が懸念されます。こういった中で今後の整備方針は三点あります。一点目は下水道と合併処理浄化槽のライフサイクルコストを費用比較して、安価な方法を選択するという事。ライフサイクルコストは整備費用と維持管理費を合計したものです。これを費用比較して安価な方法を選択することで汚水処理を進めるというものです。二点目は費用比較の結果、下水道が安価となった区域についても、地域住民の下水道への接続予定率を調査したうえで優先順位を決定し、接続予定率が高い地域を早めに整備するものです。三点目は下水道事業中期財政計画の事業費の範囲内で下水道整備を進めるものです。この計画は平成19～26年度の計画です。

下水道の整備予定区域です。表のグレーの部分は19年度末までに整備済の区域です。黄色の部分は認可済の区域のうち、今後整備するかあるいは整備中の区域です。グリーンの部分の部分は合併処理浄化槽より下水道整備が効率的と判断する区域です。

19年度決算状況です。「収益的収支」は損益計算書に相当します。事業の経営活動に伴って発生する収益と、それに対する施設の維持管理、汚水や雨水の処理に係る費用の収支の状況です。収入の合計約156億円、支出の合計約157億円で、当年度の純損失は9,600万円。利益計上に至っていない状況です。収入の主なものは下水道利用者からの使用料約86億円で全体の約55%あります。それから一般会計からの支出金が約70億円で全体の45%あります。これについては後ほど説明します。一方、支出の主なものは、減価償却費等が約38%、企業債利息が約36%を占めている状況です。

次に「資本的収支」です。これは下水道整備のための建設費や、その財源となります企業債の収入、企業債の元金償還金などの収支です。収入の合計は180億円、支出の合計は246億円で、その結果収支不足が65億円強ありまして、これについては後ほど説明します。収入の主なものは企業債の借入金が約76%と大半を占めており、一般会計からの支出金も約1億7,700万円入っている状況です。支出ですが、主な部分としては企業債の償還金の返済が131億円で約53%。建設事業費が108億円で約44%を占めている状況です。

次に資本的収支不足額65億円の補填財源です。これにつきましては、収益的収支の減価償却費等の現金支出を伴わない費用を財源として留保することにより、不足額を補填しています。その補填財源は消費税関係の自己資金3億2,700万円と、当年度分と過年度分の損益勘定留保資金です。この結果、補填後の資金残高は約12億円という状況です。

19年度末の貸借対照表です。資産合計3,685億円の内訳としましては、下水道管や処理場などの有形固定資産が全体の94%を占めています。一方、これらの資産を形成する主なものは企業債です。企業債は負債の部の固定負債と資本の部に分かれて計上されていますが、固定負債に計上されている企業債は資本費平準化債というものです。これは、下水管は償却期間が約60年で企業債の償還年数は約30年というように、資産の償却期間と企業債の償還年数の差から生じる不足分を埋めるための借入金です。また、資本の部の借入資本金に計上されている企業債は下水道整備のための借入金です。借入金が資本金の大きな割合を占めておりますが、これは株式会社等と異なり、整備資金の調達先として借入金が大きな割合を占めているため地方公営企業法で資本の部として整理されています。

次に今回のテーマであります一般会計からの支出金です。先ほど収益的収支のところでは一般会計支出金が70億円ありますと説明しましたが、まず雨水処理費に全体で16.2億円かかっておりまして、これについては維持管理費、資本費ともに全額を一般会計支出金で賄っています。その内訳は維持管理費が6.5億円、資本費が9.7億円です。なお、資本費とは建設事業に伴い発生する経費で、減価償却費や企業債利息などのことをいいます。雨水処理は下水道利用者以外の市民にも受益があることから、一般会計からの支出によって全て賄っています。次に汚水処理費が全体で141.2億円ありますけれども、維持管理費34.8億円のほとんどは下水道使用料収入32.4億円で賄っています。資本費106.4億円については約半分を下水道使用料収入、約半分を一般会計からの支出金で賄っている状況です。なお、資本費の支出金で米印()が付いている部分は営業外収益として計上している一般会計支出金でして、それ以外の部分が営業収益として計上している一般会計支出金です。

支出金70億円のうち、営業収益の一般会計支出金35億円の内訳です。先ほど財務部から説明がありました区分では「義務的な支出金」に該当するものが約16億円、「財政支援的な支出金」に該

当するものが約18億円あります。なお、雨水処理経費負担金以外は全て汚水にかかる支出金です。これは一般会計との間で協議した結果支出することとされているもので、例えば高度処理経費は、下水処理水を浜名湖に放流する場合に通常の処理水以上の水質を確保するための経費であり、国の繰出基準において一般会計から支出することとされています。

次に営業外収益としての支出金34億円です。これにつきましては「財政支援的な支出金」の区分に該当します。分流式下水道というのは雨水と汚水を別々に収集する方式で、現在(新たに施工する場合)は全てこの方式です。汚水処理費、減価償却費、利息といった資本費を対象に繰り出すもので、国の繰出基準としては、下水道は公共用水域の水質保全などの公的な便益が多い反面、建設改良費が割高であるため、下水道使用料をもって充てることができないと認められる経費を一般会計から繰り出すことができるとされています。市の繰出額及び今後の方針ですが、国は各市町の人口密集度に応じて交付税措置をしています。浜松市の場合には汚水処理費の資本費の約30%を算入していることから、本市につきましても国の交付税に合わせ、26年度までに段階的に30%まで引き上げることが目標です。ちなみに19年度の決算値は38.7%です。

次は資本的支出に対する一般会計支出金1億7,700万円です。これは出資金として入っております。これもやはり「義務的な支出金」と「財政支援的な支出金」に分かれています。「義務的な支出金」のうち雨水処理経費負担金は、雨水用地の購入にかかります借入金の元金の償還分が支出されているということです。資本費平準化債(元金)とあるのは先ほど説明しました借入金の償還の不足額分です。

次に経営の健全化です。基本方針は、公営企業の使命であります「公共の福祉の増進と経済性の発揮」をさらに進め、できるだけ一般会計の支出金に頼らない経営を目指すというもので三点あります。一点目は下水道使用料など収入の確保、二点目は効率的な建設事業の推進などによる建設事業費の削減、三点目はアウトソーシングによる人件費の削減など維持管理費の抑制です。まず下水道使用料の増収につきましては、平成19年7月に、24年度まで平均9.9%アップの使用料改定をいたしました。また、19年度末で91.4%という接続率あるいは収納率を向上させることで増収を図るものです。中期財政計画において、18年度の90億300万円から26年度は105億2,800万円への増収を図る数値目標を掲げています。19年度の実績は、目標に対して約2億円下回っております。これにつきましては企業の廃業、あるいは節水等によるものです。建設事業費の削減につきましては、効率的な建設事業の推進及び建設コストの縮減により、毎年度前年を下回る事業費にするというものです。18年度から26年度までで段階的に25%ほど事業費が減る計画です。これにつきましては19年度の目標をクリアしている状況です。企業債残高の削減につきましては、残高の削減に努め、元利償還金の軽減を図るものでして、中期財政計画において削減目標を掲げております。19年度の目標は達成している状況です。

職員数の削減につきましてはアウトソーシングの推進や事務事業の見直しなどによりまして職員数を削減するというもので、ポンプ場などのアウトソーシングを現在進めております。中期財政計画では合併後に増えました職員を26年までに大幅に削減する予定です。19年度の目標は達成しております。最後に一般会計支出金の削減です。ただいま申し上げました収入の確保と経費の削減によって一般会計からの支出金を削減するもので、中期財政計画においても段階的に削減するとなっております。19年度の結果ですが、料金などの収入減が支出金よりも多かったため、目標数値を少しオーバーしています。下水道事業への支出金についての説明は以上です。

鈴木会長

ありがとうございました。説明についていくのがやっとでなにも分からなかったんですが、結論として、一般会計、特別会計、繰出金、交付金、赤字補填、補助金など名称は何であれ、市から下水道事業に毎年いくらくらいずつ出しているんですか。

山下上下水道部長

現在出している額は、19年度ですと70億円です(資料P.11)。

鈴木会長

一般会計からの支出金は19年度で70億円ということですね。それで、下水道の使用料収入はいくらくらいなんですか。

山下上下水道部長

使用料収入は86億円です。

鈴木会長

86億円の下水道使用料を利用者から頂くけど、70億円くらい市から補助というか援助をしないと採算が合わないということですね。

山下上下水道部長

現在はそうです。

鈴木会長

そうすると大きいですね。合わせると150億円以上あって、そのうち毎年70億円ずつ市が出している。

山下上下水道部長

先ほど説明しました汚水資本費は、段階的に減らしていきます。

鈴木会長

それは先ほどあった説明の、汚水資本費に対する一般会計からの繰入れが今38.7%で、これを26年度までに30%まで引き下げるとのことですね。

山下上下水道部長

そうです。

鈴木会長

昔はもっと多かったわけですか。

山下上下水道部長

はい。昔は率を決めずに、いわゆる赤字補填的に入っていたということです。

鈴木会長

昔は赤字補填を入れて70億円より多かったけど、ようやく70億円まできたと理解すればいいですか。

山下上下水道部長

18年度から汚水資本費の繰出基準が決まり、それから率で決めたということです。

鈴木会長

だから収益的収支(資料P.7)は9,600万円くらいの赤字で済んでいるということですね。大変な金額です。さあ委員の皆さんどうぞ。

中山委員

基本的な問題として聞いておきたいんですけど、現在の普及率は74.7%ですね。これをどのくらいまでもっていかしているのか。それから今の説明を聞いていますと、下水道というのは先に投資をして後から収益が上がってくるものだ和我々は考えていたんですけど、そうではなくて今後どんどん経費が増えていくのではないかと。なぜ増えていくかというと、昭和41年に浜松の下水道は供用が始まっていますが、もう管が老朽化していて、修理その他改良を含めてものすごいコストがかかってくる。そうすると先行きが非常に心配です。普及率の問題と今後の見通しを少しお聞かせいただきたいと思います。

山下上下水道部長

普及率につきましては当面は80%を目標に進めておりますが、地図(資料P.6)のグリーンの部分を整備して、最終的には85%くらいになると予想しています。それから昭和40年代から整備を始めて40年経過していますので、管や処理場の施設もかなり老朽化しています。その辺につきましてもなるべく改築と維持管理を合わせたトータルのコストが安く済むように「長寿命化計画」を策定しており、一番ベストな時期に修繕をして、なるべく安い経費で長く使おうと計画を今作っているところです。

中山委員

これだけ大きな投資をしていて、減価償却費も毎年結構あったんですけど、それをずっと補填のために使っているわけですね。そういうお金はどこから出てくるんですか。

山下上下水道部長

補填財源はやはり減価償却費が主です。補填財源も年々少しずつ減ってきてまして、今後厳しくなることも予想されます。現在は一般会計からの支出金に頼っている部分がありますけど、今後の

方向性としては下水道使用料を改定して、収益的収支のほうで利益を出して補填財源とすることが大事だと考えております。

中山委員

そうするともう値上げは仕方がないということですか。

山下上下水道部長

いや、現在の中期財政計画では26年度まで値上げしないことになっています。ただ、当時とは条件が変わり、下水道の使用料収入が見込みより大幅に少なくなり、収支がかなり厳しくなっていることは事実です。したがって市民の方に今後そういった状況を説明して、使用料改定の妥当性についてご意見を伺うことも必要かと考えます。

中山委員

色々数字を見ていると、値上げするか市が補助するかのどちらかということしか私は考えられないんですよ。職員数の削減だとかアウトソーシングすると言っても、またそこで経費がかかるわけですからね。大変厳しいと認識してもらって、本当にどういう格好でやっていくのか。26年度までの収入の見通しも、どのように下水道使用料収入が15億円も増えていくのか疑問に思います。先ほどのお話で普及率を80%近くまで上げるということですけど、またそこで借入金が増えるから、私は先行きが非常に暗くて市民としてどうすればいいのか今頭を抱えている状況です。

伊藤会長代行

先ほどの説明で1,900億円の借金があって、年間56.7億円の利息を払っているということでした。収入は要するに下水道使用料90億円と市の支出金70億円ですけど、そのうち金利で約57億円が出て行く。だから金利が非常に大きいと思います。それで、借金1,900億円ということだから(単純計算すると)利率は大体3%なんですが、直近の借入の利率はもっと低いと思います。現在一番高い金利、4%以上の借金はそれぞれどのくらいあるものなんですか。

山下上下水道部長

一番高い利率で6.7%のものが残っていると思います。19年度から3年間、国が特例措置として高金利の借入について繰上償還を認めていただきまして、19年度は7%台の借入を全て繰上償還して借り換えました。したがって現在は6%台以上のものが残っている状況です。

伊藤会長代行

その6%台の借入も3年間で繰上償還できるんですか。これ以上返せないんですか。

山下上下水道部長

浜松市は財政力の関係から6%以上の借入は繰上償還できますので、今後繰上償還していきます。財政力指数によりまして5%以上の借入を繰上償還できる都市もありますけれども、浜松市は財政力指数が少し良いほうですので、5%台のものは対象になっておりません。

伊藤会長代行

3年前に第1次行革審を始めたときは、繰上償還はほとんどできませんと言っていたけど、全国の市町村が声をあげたらできるようになりました。この会計を見ますと、やはり設備投資でおかしくなってしまうんですよ。先行投資のために1,900億円も借入しながら、これから普及率を80%に上げるといことだと、もしかしたら償還より借入の方がずっと多くなる可能性があるんです。ですから今回も全国の市町村が本当に声を大きくすることによって、国がルールだと言っていたものを変えてくれたわけですけど、私はもっともっと市長さん以下トップも含めてそういう活動をされるのが非常に大切だと思います。市の場合、新規の借入の金利はいくらくらいですか。

山下上下水道部長

借入期間にもよりますけど、例えば資本費平準化債あたりですと1.65%ですとか、繰上償還のための借換でしたら1%前後というものもあります。

伊藤会長代行

金利が1%下がると金利は約19億円減るわけです。そうすると、先ほどお話があったような料金の値上げをしなくても、今のバランスのままで行けるかもしれません。逆に、70億円出している支出金を19億円減らせるかもしれない。非常に大きな金額です。これは全国の市町村どこも一緒だと思うんですよ。ぜひそういう形のご努力をしていただく必要があるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。要するに憲法という国の一番の根幹でさえ国民が皆で投票すれば変わるわけです。行革審で質問しても法律で決まっているとかが国が決めていますとかなんとかという返事が初めはすごく多かったんですけど、やはり各市町村の財政問題を考えますと、声を大にすることによって国も繰上償還を認めざるを得ないということになると思います。ぜひお願いします。

山下上下水道部長

下水道事業の借入については、全国の市町村で金利が多額で負担が重いことは重々分かっておりまして、その結果、全国市長会、指定都市市長会などで毎年のように繰上償還について要望を出している状況です。したがって19年度から21年度の3年間で今の制度は一応終わりですが、引き続きお願いできるように要望を出している状況です。

鈴木会長

浜松は財政に割合余裕があるから、6%以上の借入までは返してよしいと、こう言われているということですか。

山下上下水道部長

そうです。

鈴木会長

だから5%、4%台の借入は返そうと思って返せないということですね。

山下上下水道部長

19年度は7%台、20年度は6%台、21年度は5%台の借入を繰上償還できるという制度が新たに設けられたわけですが、21年度の5%台のものは浜松市には適用されません。5%台のものまで認められる都市もあります。

鈴木会長

そうすると他の市はともかく、浜松市はもっと返そうと思えばもっと高い金利の借入を返せるんですか、返せないんですか。

山下上下水道部長

この制度には乗らないです。返せないです。

鈴木会長

そうですね。だから、国が合併特例債を出してよしいとか、補助をすとか、金を貸すからと言って、なにかただで貰えるつもりになって事業をした反動が各自治体の財政を窮屈にさせているという教訓をやはりよく噛み締めておかないと。これは、3,540億円の新市建設計画で550億円の合併特例債を借り入れるという安易なことをしてはいけないという警鐘ですな。今、6%なんて金利で借り入れている民間の会社なんてないですよ。企業は長期でも大体1%台だとかで借りていますからね。国が6%、5%台のものを返してはいけないなんていうのは私には理解できないですよ。

山下上下水道部長

先ほど繰上償還はできないと申し上げましたが、制度的には金利分を払えば返すこともできます。ただそうすると返す意味が無くなってしまうということで、実質的には返せないということです。

鈴木会長

それは返すとは言わないと思う。だからそういう点が非常に問題になるんですよ。これからの教訓にしてください。国の言うことなんか本当にまともに受けて守っていたら大変なことになりますよ。

原委員

下水道事業は大変みたいですが、下水道使用料の値上げは非常に簡単でも市民の負担が増えちゃうと思います。もうひとつ、接続率を上げることを考えていいと思うんですが、表(資料P.4)を拝見しますと接続率がかなり低い地区があるんですね。こういうところの接続率をもっと上げていくという努力をなさっているんでしょうか。その点を伺いたいと思います。

それから、下水道事業を進めていく上において、排水面積をどんどん広げていくという場合に、接続率がどうなるかを考えないと費用対効果で見ると何にもならないことになりはしませんか。

山下上下水道部長

接続率は下水道事業にとって非常に大事な問題で、仮に現在の91.4%が100%になったら6億

円くらいの増収になります。現在、専任の職員で戸別訪問等をしていますが、来年度からは組織も少し強化しまして接続率向上の管理職の責任者を設け、職員も少し増加するというございます。また今年度からは上下水道部の管理職32人で戸別訪問を年2回やることも予定しております。

今後の整備と接続率の関係ですが、せっかく下水道を整備しても接続されなければ収入になりませんし、投資した資産の有効活用にもなりませんので、今後の下水道整備におきましてはもし下水道が整備された場合にどのくらい接続していただけるかを聞いて、その率によって場合によっては整備を止める、早める、遅くするといった優先順位をつけることにより、接続率を高めることを考えています。

原委員

接続義務があると聞いたことがあります、皆さんどう理由で接続しないんですか。

山下上下水道部長

下水道が供用開始されたときは、下水道法によりまして、汲み取り便所の場合は供用開始から3年以内、それ以外の場合は速やかに接続しなければならないと決まっています。接続率が伸びない一番の理由は、やはりアンケートをとりますと経済的理由です。宅内整備する場合には、家の敷地の面積等にもよりますが、50万円、100万円かかります。あるいは今の家を建て替える時に考えるというような理由が主なものです。概ね供用を開始して3年で46%くらいになるのが平均値です。

山本委員

先ほどの金利の件も含めた問題に戻りますが、今、80億円の下水道使用料を市民の皆さんからお支払いいただいている。それを全部返済に回しても、1,900億円の借金を返すのに20年以上かかる。ただ、下水道は非常に大事な事業であるし、市がある程度負担して当たり前ではあると思っているんですが、実際、今後の返済についてももう少し長期的な計画はあるのでしょうか。金利の問題もありますが、あと何年くらいで落ち着いた状態になるのでしょうか。あるいは行政がどれくらい負担するかというルールを設けているのでしょうか。それとも、今までの成り行きの中でできるだけ上手にやってきたということでしょうか。

山下上下水道部長

今のご質問は、一般会計の支出金についてですね。

山本委員

そうです。

山下上下水道部長

私どもとしましては、雨水の処理は全市民が利益を享受するものですので、雨水処理費についてはいつまで経っても一般会計からの支出をお願いしたいと考えております。それ以外の汚水処理費の部分ですが、汚水資本費分の市の支出金は現在34億円で、これを汚水処理費の資本費の30%まで段階的に減らす目標です。順番としましては、汚水資本費をさらに減らすことが一番で、次に、

汚水資本費以外の汚水費の繰り入れを減らすことだと考えております。今、計画では汚水資本費を毎年度何%いくら、何%いくりにするという数字を具体的に決めてあるという状況です。

山本委員

現実に借金、金利の部分がはっきり読めない部分があると思いますが、果たして1,900億円という借入の返済は目処が立てられる数字なのかどうか。非常に大雑把な言い方なんですが、担当の方としてはどうお考えですか。

山下上下水道部長

1,900億円は当然返さなくてはいけないものですので、それには留保資金を確保していくことが大事だと思っています。留保資金の確保につきましては、減価償却費だけでは不足しますから、下水道使用料収入で利益を出して返済に回すことしか考えられない。それ以外は一般会計からの支出金ですので、やはり下水道使用料、自前の収入で経営していくことが一番大事なかと考えます。

山本委員

実際どうなのかをよく分かっておりませんのではっきりしたことは申しませんが、中山委員が心配されていたことや設備の老朽化を考えますと、現在の数字が非常に重いものを感じております。色々なところで合理化を図り、特に利息の問題についてはやはり大きな声を出していただくように期待をしたいと思います。

鈴木会長

はい。どうぞ。

秋山委員

支出に人件費の占める割合は比較的少なく、160人くらいの職員がいても人件費は10億円くらいで済んでいます(資料P.7)。一方では減価償却費と企業債の利息が非常に大きな金額ですが、これとのつじつまを合わせるために、赤字補填的に営業収益に雨水費と汚水資本費が入っているんですか。それとも雨水費、汚水資本費は別で計算されているのでしょうか。先ほどの話で、一般会計からの支出金には「義務的な支出金」と「財政支援的な支出金」があるということでした。「財政支援的な支出金」とは本当は赤字補填なのではないですかという言い方で質問をしたら、赤字補填的なものもあるだろうという理解のできる回答をいただいたんです。この雨水費、汚水資本費については赤字補填的な支出金と考えていいのでしょうか。

山下上下水道部長

まず先に人件費ですが、そこに記載の人件費(資料P.7)は収益的収支の人件費でして、実は資本的収支(資料P.8)にも、支出項目を費目別で表してはいませんが人件費が4億5,000万円ほどあります。したがって、下水道事業の人件費のトータルは14億5,000万円ほどです。

それから一般会計支出金の雨水費につきましては、全市民に便益があることから一般会計から支出されているもので、これは「義務的な支出金」と考えることができます。それが16億円ありま

す。それ以外につきましては汚水資本費が占めるわけですが、これは財政支援的な部分と赤字補填的な部分になると思いますので、その赤字補填部分につきましては、できるだけ減らしていく中で自前の使用料等で収支を合わせていきたいという考え方です。

秋山委員

普通は収入というと(純粋な)収入なんですが、この収入は実は収入ではなくて、雨水処理や汚水処理にかかる費用に相当する金額を収入として市から入れている。その分を市からの収入にしていると考えていいでしょうか。

山下上下水道部長

そうです。

秋山委員

もう一つ、最後の質問です。最近、地方自治体では上下水道の事業を市がやらないで、フランスのある会社に委託しているということを聞いたことがあるんですけども、その話をご存知なのか、あるいはそれは浜松市は考えているのかを教えてくださいたいと思います。

山下上下水道部長

詳しくは承知しておりませんが、例えばフランスのスエズとかヴェオリアとか、そういった巨大な運営会社がありまして、世界的にはかなりのところに入っていると聞いております。その中で多分そういった会社がやっておりますのは、下水道あるいは上水道の包括委託といいまして、単なる施設の維持管理の委託だけではなくて、例えば建設事業ですとか、修繕ですとか、電気料の支払いですとか、そういったものも含めて包括的な委託をしている市が若干あると聞いております。

秋山委員

そういうところに委託するとITも進んでいるでしょうし、資本の調達なども上手にされて、民間として経営を成り立たせている企業だと思うので、そこに浜松市が全面的に上下水道を委託したらどうなるかという試算はされたことがあるんでしょうか。

山下上下水道部長

試算はありませんけれど、業務の運営にあたって、直営でやるか委託でやるかは非常に大きな問題で、方向性としては当然委託の方向に向かっています。そんな中で委託の方式ですが、委託を一般競争入札にかければ、かなりの業者さんが入ってきます。その中に、例えばそういった業者さんが入ってくる可能性はあると考えます。

秋山委員

少し言葉の意味が分からなかったんですが、一般競争入札で上下水道そのものを外に出すような、要するに業務そのものを外部に委託するという意思を固めて、もちろん意思を固めても良い企業が手をあげなければいけないわけですけど、公募を試みる可能性があるんでしょうか。

山下上下水道部長

今の話は、事業主体はあくまでも市ですけども、施設の維持管理等の業務についてそうした一般競争入札による委託の方法があるということでございます。

秋山委員

方法があるというのは、何年度かに公募してみようという計画をお持ちだということでしょうか。それとも方法があるけどこの先20年はやらないということなのでしょうか。

山下上下水道部長

ここ2、3年でも南ポンプ場、北ポンプ場、中部浄化センターの水処理施設などを委託に出しまして、その結果、職員が30～40人減っています。そういったものにつきましては既に一般競争入札で委託を出しております。

秋山委員

一般競争入札を受けたところは外郭団体ではないんですか。完全に民間なんですか。

山下上下水道部長

民間です。

秋山委員

それからもう一つは先ほどのようにフランスの会社は非常に大きなところは、部分的な委託をすることによる2、30人の話ではなくて、設備の設置からメンテナンスまで含めてかなり大規模なことをやってくれます。職員が160人というのはそんなに多くないと思います。減価償却や企業債利息などの大きな金額があるために浜松市民の税金を70億円くらい毎年使って、市民から86億円の下水道料金を集めているわけですけど、もし全面的にフランスの会社で何社か候補があるとしたら、そこに出したら市民の負担する税金からの赤字補填的な支出金がどれだけ減って、市民の負担する下水道料金がどのくらい減るのかということを実際は検討するべきではないでしょうか。

山下上下水道部長

フランスの会社に限らず、いずれにしても業務委託につきましては競争入札によりまして、できるだけ安く、しかもしっかりと運営していただくという考え方です。今、フランスの会社だとかいう具体的なイメージはありませんが、今後なるべく多くの業者さんに参加してもらいたいと考えています。

秋山委員

私が言っているのは、多くの業者さんに参加してもらってポンプ場単位の小規模な委託をするという話ではなくて、全面的に浜松市の上下水道を外に出すことをこの先考えるのかどうかということを知っているんです。

山下上下水道部長

現在は全ての事業、全ての施設を委託に出すことまでは考えておりません。職員につきましても段階的に委託に切り替えていくというような考え方もございますし、そういったことから一気には考えておりません。

秋山委員

ということは70億の市民負担と、それから86億の利用者負担というのは変わらないということですね。

山下上下水道部長

86億円の下水道使用料につきましては、中期財政計画以後に料金改定の可能性がありますし、一般会計からの支出金につきましても何回も言いますように汚水資本費分につきましては既に削減目標を決めております。減らしていく方向には違いありません。

鈴木会長

よろしいですか。今の色々なお話の中で、86億円の下水道使用料をいただいている、雨水費などの市の一般会計は約70億円負担している。収益的収支のそうした収入約156億の中身を見ても非常に異常な姿になっている。そこへもってきて先ほど伊藤委員が質問されたように企業債利息が57億円あってこれも異常だ。それで上水道は儲かっていますね。

山下上下水道部長

儲かっているというか、適正な利益をあげています。

鈴木会長

いや、その「適正な利益」は日本語では儲かっていると言うんですよ。それで上水道が利益を上げていながらこんな変則的なことになっているのは、どっちにしても非常に矛盾しているんですね。だけど上水道の事業と下水道の事業は法律で一緒にしてはいけないことになっていると聞くんですけど、本当ですか。

山下上下水道部長

それは地方公営企業法で、事業ごとに独立して会計を設けることになっています。

鈴木会長

だけど、下水道の使用料を上げて、上水道の使用料を下げるということは別に法律でいけないと決まっていないですね。

山下上下水道部長

そのとおりです。

鈴木会長

そうすると上水道と下水道の利用者が一部違うということもあるかもしれませんが、99.9%似たようなものですから、その辺の全体のバランスをとって料金を改定することも必要だと思いますし、先ほどの利率が5%台以下の借入は繰上償還できないという問題もあります。この辺も、やはり今の状況からすると上水道と下水道を一緒にするというような考え方だとか、金利56億円は大きすぎるということもありますから、その辺はやはり市長会なりで運動していくということも必要だと思います。今、総務省に圧力をかける一番のチャンスだと思うんですよ。政令市になったんですから、県と一緒にやっていく。しかもこれは市の直営事業でしょう。公社にしていればもっと明確に分かるはずですね。そういうものこそ公社にして、独立して、損益を明確にして、情報を市民の皆さん方によく公開することが必要だと思います。それらも含めて考えていただくことをお願いして次へ移りたいと思います。

岡崎委員

ひとつだけよろしいですか。

鈴木会長

はい。

岡崎委員

上水道は儲かっているということですが、利益はいくらあるんですか。

山下上下水道部長

経常利益で15億円ほどだと思いました。

岡崎委員

その15億円を一般会計から下水道事業へ繰り入れている70億円から差し引いて、55億円にはできないんですか。

山下上下水道部長

それは先ほど言いましたように、あくまでも企業会計は事業ごとに会計することになっています。

岡崎委員

議会で決めてもダメですか。

山下上下水道部長

法律でそうなっておりますのでできません。

岡崎委員

では、その15億円は上水道事業で貯めておいて、一般会計からの70億円は70億円で下水道事業へ出すということですか。両方一緒に差し引いて55億にはならないわけですか。

鈴木会長

それはできるはずですよ。事業の会計を一緒にしてはいけないというだけでしょ。

岡崎委員

そうすると70億円の繰出金が55億円でよくなるわけですね。

山下上下水道部長

それは例えば上下水道事業というように事業も一本化されればできると思いますけど、何回も言いますように、今、上水道事業と下水道事業は別に会計すると決められております。

岡崎委員

そうすると、今の70億円は70億円のままで、一般会計から下水道事業へ繰り入れるということですね。それで上水道事業の15億円の儲けはそのまま残しておくということですね。

中山委員

上水道事業には確か100億円くらいの積立金がありましたね。なおかつ一般会計から上水道事業には「義務的な支出金」として補助金も出ています。ですから、もう少し上水道と下水道を合わせて色々考えたほうがいいはずですね。

岡崎委員

その100億円の埋蔵金を下水道事業へ入れたらどうですか。

山下上下水道部長

この100億円は、修繕引当金といいまして例えば震災等が起こった場合の引当金が50億円ほどありますけれども、それぞれ使い道がある程度特定されております。

鈴木会長

そういうことではなくて、上水道事業に対して市が支出金を出していませんか。

山下上下水道部長

上水道には市からの支出金はほとんど入っておりません。

鈴木会長

ほとんどと言うのはゼロですか。

山下上下水道部長

今細かい数字を持っておりませんが、消火栓維持負担金・設置支出金(9,900万円)が入っているとします。

鈴木会長

あなたは法律論をおっしゃっているけど、上水道事業で15億円儲かったからその儲かった15億円で下水道事業を補助するというと、市が上水道事業へ払う補助を少なくして下水道事業の補助を増やすことは関係がないことです。それを関連付けるからおかしいのであって、関連付けなければいいんですよ。もし上水道事業への補助金があれば、その分は無くせばいいわけでしょう。それは簡単にできるわけです。法律には上水道事業が儲かっているにも補助金を出すのをやめてはいけなと書いてあるわけではないから、それはそれで済む。いずれにしても、そういう点で上水道事業との関連できちとした方策をトップとして立てるといことと、この問題と先ほどの金利の問題について国に対して運動することをお願いしたいと思います。

岡崎委員

それなら上水道事業の利益15億円を一般会計に戻せば収支が均衡しますよね。それでその分を下水道会計にあげたらどうですか。要するに両方の会計で按配すれば下水道事業へ補助が来るのではないですか。

山下上下水道部長

平成19年7月に上水道料金を17%値下げし、一方で下水道料金を9.9%値上げする料金改定を行いまして、なるべく市民の負担に影響しない範囲でやりくりした経緯があります。

岡崎委員

ですから15億円儲かっている上水道の料金を下げて、下水道の料金を上げて埋めあわせるわけですよ。そうすれば法律云々を言わなくてもその15億円は下水道事業へ来るわけでしょう。

山下上下水道部長

ただし、上水道の料金改定は4年間にわたって17%値下げするものでして、今年はまだ2年目です。3年目、4年目で一気に料金収入が減ってきますので、今の15億円の経常利益も今後急速に無くなってきて、場合によってはゼロになる状況です。

秋山委員

現時点で何%下げると15億円がゼロになるんですか。

山下上下水道部長

4年間で17%の値上げですから、1年間で約4%収入が減っていきます。上水道の使用料収入は約120億円ですので、その8%というと10億円くらい減る勘定です。上水道事業は22年度には収支がマイナス1,000万円になる見込みです。計画では急速に利益が減ってくるようになっております。

鈴木会長

岡崎委員。結局、向こうへ質問してしまうと上水道と下水道の会計は一緒にできません。法律があり

ますからそれはできません。という話になる。市長が上水道を値下げして下水道を値上げするか、あるいは上水道事業への補助を打ち切って、その分だけ下水道事業への補助を増やす。独立して分けて話をしないと、担当はすぐ法律の問題でございますからできませんとなるから、これはトップとの話にしたいと思います。

鈴木会長

ではどうもありがとうございました。もう少しきちんとしていただくことをお願いしたいと思います。ご苦労さまでした。

駐車場事業への支出金について

鈴木会長

次は補助金類似の経費のうち、駐車場事業への支出金です。市営駐車場の事業は中心部の駐車場不足を補うために運営されているわけですが、民間駐車場が大変増えてきたことで、本当に市営駐車場が要るのかどうかという問題もあるし、要るとしても赤字を補填してまで必要かという議論もあろうかと思っています。したがって、市から駐車場事業への支出金の内容について説明をいただきたいと思っています。お願いします。

織田村都市計画部長

駐車場事業への支出金について説明します。項目としては、最初に経緯と今後の方針として、基本的な方向を簡単にまとめさせていただきます。二点目に現状として駐車場事業の概要、三点目に財務状況、四点目に経営改善のための一つの手法としての指定管理の状況、五点目に支出金の内容について整理して説明します。また、駐車場特別会計ではありませんが、将来にわたって市の負担、支出になってきますので、県の道路公社が運営しております駅南地下駐車場について今後の話も含めて説明したいと思います。

駐車場事業に関する経緯と今後の方針です。中心市街地におきましては駐車場不足が発生しておりました。昭和60年前後のことですが、路上駐車が増加に伴って、道路機能の低下が大きな問題になってまいりました。この時は、特に休日に圧倒的な駐車場不足が起こるという話になっておりました。そのため、中心市街地の活性化方策として、市営駐車場を昭和60年代から建設しまして、現在市は6箇所の駐車場を中心部において運営しているところです。しかし、現在の状況については民間駐車場が増加し、あるいは中心市街地の自動車交通量が減少しており、駐車場を市が運営していく必要性は薄れてきているものと考えます。資料にはありませんが、平成15年の駐車場整備計画の見直しの中でも駐車場の絶対数は十分充足しているということで、いくつかの駐車場を廃止することを決めています。今後の方向ですが、円滑な交通を確保するため、中心市街地に必要な駐車場機能を施設として確保する必要はあるわけですが、必ずしも市が運営する必要はないのではないかと考えています。こうしたことを踏まえ、市営駐車場につきましては現在赤字補填のための支出金が出ていますので一層の経営効率の向上に努めることが必要ですが、今後の話としては各駐車場を市が経営する必要はないわけで、民間への売却などを視野に入れ、具体的には平成22年度からの

次期経営計画を来年度策定する中で整備の計画を明らかにしていきたいと思います。個別の話は後で紹介させていただきます。

駐車場事業の概要・計画です。先ほども紹介しましたとおり、現在市では6箇所の駐車場を運営しています。新川北駐車場、新川南駐車場については河川の上空を有効活用した平面自走式の駐車場です。他は立体駐車場、地下駐車場というように立体式の駐車場です。

市営駐車場の収容台数は計1,958台です。この他に二輪駐車場が70台あります。平面式の二つの駐車場(新川北駐車場、新川南駐車場)について一台あたりの建設コストを計算しますと、河川に蓋掛けをしておりますので普通の平面式駐車場よりかなり高いですが大体100万円強です。それに対して、立体自走式駐車場あるいは地下機械式駐車場の4箇所は、これらに比べると建設費はかなり高く、一台あたりの建設費は500万円から1,700万円というようになりかなり高価な駐車場になっております。このため建設費が大きな負担になっているところです。

図面にピンクで入っている6箇所が市営駐車場の位置です。概ね中心市街地の縁にあたる場所に計画的に配置し、駐車していただいて街中を回遊していただくということで、意図的にそうした配置をしていますが、中心部にも駐車場がかなりできてきているため、かえってその辺りが経営的に苦しくなっている要因であるかと思います。後で紹介します駅南地下駐車場については、駅の南口の広場の地下に入っている駐車場です。

駐車場の現在の利用状況です。19年度の利用台数と稼働率を示しています。稼働率は、簡単に申し上げますと営業時間中にそれぞれの駐車マスがどのぐらい埋まっているかの比率を表す指標だとお考えいただきたいと思います。これが3割、4割になっているとかなり良いわけですが、今一番良いザザシティ駐車場で3割弱です。他の駐車場は、稼働率としては非常に芳しくなく、新川北駐車場については遠州病院の移転に伴ってかなり利用率が落ちています。全体としては稼働率15%です。

中心市街地には市営駐車場が1,958台分、この他に駅南地下駐車場が500台分ありますが、民間駐車場は資料の地図の範囲内に大きな駐車場だけでも民間駐車場が現在43箇所、8,305台分あり、1万台のうち8割は民間で対応できている状況です。なお、料金水準は19年度当初から市営駐車場を値下げしまして、現在の料金水準は民間とあまり差がありません。市営駐車場の方が少し安いかなというくらいの状況です。

個々に把握している民間駐車場の場所です。駅周辺で25台以上の駐車場を記載していますが、中心市街地にかなり広範に分布しており、量的にはかなり充足しています。ただ、青空等で使っていて、今後街中の土地の高度利用等が進んだ場合に、必要な駐車場の確保が必ずしも担保できないということもありますので、その辺は今後の駐車場整備計画の中でよく注意する必要があると思います。

市営駐車場の財務状況です。資本等は特にありませんので、駐車場事業特別会計の収支の状況で紹介します。基本的な収入は当然のことながら駐車場の使用料です。19年度からは駐車場使用料収入に駅南地下駐車場の回数券使用による収入(9,200万円=支出にも同額計上)が含まれていて少し分りにくくなっていますが、純粋な「市営駐車場使用料」は18年度が7億1,100万円、19年度が5億9,600万円と若干減少していることがお分かりいただけると思います。ただ、この営業収入に対する営業支出はそれぞれ3億1,200万円、4億1,400万円ですので、営業収支については約4億円、約3億円の黒字が出ている状態です。しかし、支出のうち起債の償還分である公債費と、

先ほど支出金の内訳の中でも出ましたがザザシティ駐車場は建物の中に設置されていましてその土地の取得費を分割で払っており、この金額が若干大きく合わせて9億円強あります。この部分を賄いきれないため、市からの支出金が19年度では5億2,300万円入っている状況です。この支出金については要するに赤字補填になると思います。

市営駐車場の利用実績について、利用料金収入を経年的にグラフにしたものです。下の網が入っている部分が実質的な現金収入です。ザザシティ駐車場ができてからしばらくかなり多くの収益を上げていましたが、最近はだんだん落ち込んできている状況です。ザザシティ浜松には映画館が入っておりますが、昨年サンストリート浜北にも映画館ができたことで大きな利用減があったこともあり、19年度はかなり料金収入が落ち込んできました。全体としてもやや縮小傾向にあります。

駐車場事業特別会計基金の残高です。収支は先ほど見ていただいたとおりですが、要するに余剰が出たときは基金に積んで、足りない時は基金から特別会計に繰り出しています。ザザシティ浜松に市営駐車場を建設してからしばらくは結構な収益がありましたので基金への積立額は一時3.4億円になりましたが、最近の利用者が少し減っているため、20年度には基金は既にほとんどなくなっています。

こういう状況ですので、駐車場経営につきましては経営の効率化、経費の削減等に努めております。大きな話としましては、18年度から指定管理者制度の導入によって、経費がかなり節減されております。それまで委託料の経費がかなりかかっていましたが、指定管理者制度に移行したことによって、年間9,000万円ほど経費が節約でき、サービスの向上にも繋がっています。18年度から現在までは2つの主体(指定管理者)で運営してきましたが、経営の効率化という点で、来年度からは一本化することにして指定管理者を公募しましたところ、先ほど少し話が出ましたように建設公社が受けることで今のところ決定しています。

支出金の内容です。これらの項目については先ほど支出金の総括で紹介したとおりです。ザザシティ駐車場施設用地費は10年間の分割で、20年度までに払い終わることになっています。この支出金は駐車場事業特別会計については「行って来い」のお金です。市施設利用者割引補填については、施設を利用した場合に一定時間だけ駐車場の料金を市でみるというもので、駐車場事業特別会計として支出するのは大した金額ではありません。駐車場建設事業償還金元金補填と駐車場建設事業償還金利子補填の二つは市が任意で支出しているものです。先ほどからお話が出ているとおり、駐車場には多額の建設費がかかっていまして、その資金を借り入れており、元金と利子の償還がなかなか十分できないということで、元金の償還については半分、それ以外にも一定割合について支払いを一般会計から補填していく。逆に言うと、これらの公債費償還の部分に一般会計からの支出金を充てていくということであって、一般的な経常経費等の赤字を埋めるために支出をしているわけではありません。

起債の未償還額は、一番多かった年度には累計で100億円以上ありましたが、一般会計からの支援も受けてなんとか償還してきておりまして、20年度時点ではその半分くらいに減っています。今のところ新しい駐車場を建設する予定はありませんので、このままですと平成33年までには完済する見通しで償還を順次進めているところです。駅北駐車場については来年度若干残りますが、ほぼ返済を終わっております。後はザザシティ駐車場と東田町地下駐車場だけという状況です。

起債の償還金とザザシティ駐車場の土地取得等費用が、経常的にかかる費用以外にどうしても支払わなければならない義務的な支出です。それに対する市からの支出金を差し引いた部分が、特別

会計として営業収支の中から支出しなければならない金額です。20年度まで、市からの支出金は5億円、6億円というかなりの高額をいただいておりますが、ザザシティ駐車場の用地取得が終わると、駅北駐車場についてもほぼ償還が終わるため、来年度以降は市からの支出金は3億円弱になります。これに対して、特別会計からも来年度以降は2億円少々のお金を義務的支出に充てていけばよしいということで、今年度は苦しいですが、来年度以降は一応この形でなんとかなると考えております。いずれにしても、平成33年度までは市から支出金を入れることになっていますので、駐車場にはかなりの建設費がかかったものだと思いますが、ただこれについては先ほどから紹介しておりますとおり都市の装置として必要だったということで、一定の役割を果たしてきたと考えています。結論から申し上げますと21年度以降に大きな赤字を生み出していくことはないですが、このように一般会計からの支出金もいただきながらやっていますので、効率化をどんどん進めて、駐車場経営として自立できる方法できちんとしていくこととともに、今後、償還が終わった駐車場から順次民間へ売却することによって移管して、市の事業からは外していくのが基本的な方向性かなと思います。四つの立体駐車場のうち万年橋駐車場については償還を終えておりますので、駐車場が入っているビル(田町パークビル)と売却について話し合いを進めているところですが、今の形では駐車場としてとても今後更新できる見込みがないということで、もう少し収益力を上げてからでないとなかなか引き取っていただけない状況です。その辺で、駐車場を活性化するための方策も含めて田町パークビルと色々と相談しています。今後駅北駐車場も償還が終わりますので、どういう方向でやっていくのかというようなことを具体的に検討していきます。東田町地下駐車場については、道路空間の中に入っているためなかなか売却という話にはならないですが、機械式のかなり大きな装置が入っていますので、これらについてうまくやってくれる方法がないかを検討していく必要があると思います。ザザシティ駐車場については駐車場施設として整備が必要ですが、これについても今後償還が終わった時点でどんな形で経営させていくべきかを考えたいと思います。

駅南地下駐車場についてです。これについては現在、一般会計からの若干の負担を伴っておりますし、今後かなり大きな負担をしなければいけませんので併せて紹介させていただきます。この駐車場は現在、県の道路公社が運営しております。駅前広場の地下に一部機械式で建設され、平成5年から供用しております。建設費が62億円で502台ですから、先ほどの計算では一台あたり約1,200万円かかっているということで、ここもかなり高価な駐車場ということになります。料金については場所が良いので市営駐車場よりも少し高くなっています。

駅南地下駐車場の最近の利用台数と稼働状況です。稼働率は15%前後ですから市営駐車場とあまり変わりません。多少低下しているようにも見えますが、比較的安定的な利用をいただいている状況だと思います。機械式駐車場で車の出し入れ等に少し手間取るため稼働率がそれほど上がらないという要素もあると考えます。

駅南地下駐車場についての収支です。駐車場使用料収入に対して営業支出も以前はかなりあったんですが、公社の管理体制を見直していただいたり、維持、更新の費用も必要最低限に抑えていたりということで、多少の営業利益は出ています。ただ、この駐車場についても建設費が膨大な金額であり、償還のための公債費支出によって収益が圧迫されています。このため、現在も、公債費のほとんどの部分を市からの運営支援負担金で財政支援しています。また、建設当時の借金が残ってしまっていて、累積債務は19年度時点で約15億円です。今後数年間事業を続けたとしても、この累積債務が大幅に減るということはない状況です。この他、駅南地下駐車場はJRの駅前広場の地下にあり

ますので、JRの持分である土地について借地料を年間5,700万円払っています。この借地料につきましても平成10年からは財政支援的な意味合いで市がJRに払う形にしています。

結果的に、駅南地下駐車場につきましても県の道路公社が造ったわけですが、市からお願いして建設していただいた経緯もあり、25年度末に運営を市へ移管することで県の道路公社との覚書が締結されています。したがってあと5年ほど経過しますと市で引き取らなければなりません。この引き取りについては累積債務等を含めて引き取ることになっています。先ほど運営支援支出金が年間3億円ありましたが、19年度現在までに、既に市として駅南地下駐車場には39億円ほどの支払いをしています。今後支払うべき見込額は35億円ほどで、合計約74億円になります。建設費62億円の駐車場ですから、20年稼働させても儲からないどころではなかったということでもあります。内訳を申し上げますと、市が建設当初に支出した出資金が19億円。それから先ほど説明したように財政支援をしてきました支出金が24年度までに約29億円になる見通しです。その他、先ほどありました平成10年度からのJRへの借地料が約10億円。そして25年度に残るであろう累積債務が約16億円。これらを諸々合わせて74億円です。これを市で引き取ることになります。市に移管された後ですが、稼働率が低くても償還が終わればそれなりの黒字が出るという先ほどの試算でしたが、借地料の話も含め、まだ課題が少しあります。駅直近で、戦略上必要な駐車場だと考えますので、使い勝手のいい駐車場にしてなんとか運営していかねばなりません。使い勝手の悪い機械式を廃止して、利便性の高い自走式駐車場として今後運営していったらどうだろうかということで、5年後に向けて様々な検討を始めているところです。以上報告です。

鈴木会長

ありがとうございました。市営駐車場は今6箇所あるが、市でももう必要ない、どう考えても必要ないということですから、22年度からの次期経営計画の中で検討という説明でしたけど、山崎副市長、要らないということがはっきりしているのだから、2年後なんて悠長なことは考えないで直ちにプロジェクトを作って廃止に向かって検討することをお願いしたい。それから駅南地下駐車場は移管を受けるというルールなら25年度に県の道路公社から引き取らなければなりません。駅にありながら稼働率が現在約14%です。これはやり方次第で90%くらいの稼働率になると思うんです。だけど今の運営の仕方では駄目ですね。どういうことかと言うと、今係員が機械を操作してやっていますが、半分くらいしか車を受け入れられなくて、それ以上入れない形になってしまっていることが一点。もう一点は駐車場へ入るのも出るのも駅前で混雑しているから、入ったはいいいけど出るに出られない。やはり中田島へ通じる道から入ってきて、そこに出て行くというような姿にしないと、皆さん利用しません。出るのに1時間かかるというザザシティ駐車場と一緒に話になってしまいますよ。そういう点で抜本的な改善も必要だと思うけど、駅を中心ですから最大に利用されるやり方で開業するということになりますと、やめる駐車場はこれ以上の損失を出さないために22年度ではなくさっさとやめてしまう。そして次期経営計画では駅南地下駐車場だけを考える。こうすることで大体よろしいのではないのでしょうか。委員の皆さん他に何かあればおっしゃっていただきたいと思います。

井出委員

一点だけ。駅南地下駐車場の建設と、25年度に浜松市へ移管されることになった経緯をもう少し詳しく説明いただきたいと思います。なぜ市から県の道路公社へ依頼して建設したかということで

す。

織田村都市計画部長

駅南地下駐車場を建設し、供用開始したのは平成5年です。当時、こうした駐車場を地下空間に建設する場合には、国から無利子で資金が借りられるシステムがありましたが、これを受けるためには県の道路公社のようなものを介さなければならないという決まりがありました。こうしたこともあり、市としても戦略的に必要な駐車場でしたから、市から県の道路公社に建設を依頼したという経緯です。そういうわけで、駅南地下駐車場については当初から市がかなりの出資をしてきました。

こうした経緯もあっていずれ市が引き取らなければなりませんので、浜松市が政令市になる時に、県との話で具体的に期限を決めて、先ほどの償還が終わる頃を見計らいまして、25年度末に市が引き取るということをきちんと整理をして、お願いしたというものです。

井出委員

そうだと思いますが、本当は、駅南地下駐車場を市が建設したかったが、具体的にはNTTの無利子融資制度によって事業に必要な資金を借り入れることが制度上市ではできなかったため、県に要望して、県の道路公社に整備していただいたというテクニカルな経緯があったと聞いております。そういうことでよろしいでしょうか。

織田村都市計画部長

私も同じことを説明したつもりだったのですが、今委員がご指摘のとおりです。

井出委員

少し分かりやすく説明いただきたいと思いましたので質問しました。ありがとうございました。

鈴木会長

よろしいですか。では、そういうことでよろしく願いいたします。

だから22年度ではダメですよ。もうこれだけはっきり明言していらっしゃるから、直ちにこういうものは計画を立てることが必要です。22年度にやっていたら、あなた達の感覚では25年度くらいでしか計画が進まない。だから22年度に計画が進められるようにしなければいけない。それだけお願いしておきます。

(3) 補助金の評価結果について

鈴木会長

それでは最後になりましたけど、市で補助金について第三者に評価していただいたそうですから、その報告をお願いします。

鈴木財務部長

補助金の評価結果について説明させていただきます。

まず補助金の見直しにかかるガイドラインについて説明させていただきます。補助金につきましては、平成19年11月に作成したガイドラインを改定しまして、20年度においてさらなる見直しを実施しているところです。基本方針としましては、全ての補助金について公益性や経済効果などについて評価を行い、その結果を踏まえて補助金の方向性を定めることとしました。現行の補助金については、義務的なものを除き、20年度末を終期とみなして評価することとし、評価基準、交付基準に従ってゼロベースで行っております。また、市民の目線に立った見直しを実施するため、一定の補助金について第三者機関による評価を実施し、評価の経過、結果を広く公開することとしました。

内部評価の結果ですが、19年度予算に載せた474件の補助金を、公益性など5つの指標により評価した結果は資料の表のとおりです。この474件のうち、20年度当初予算編成時に再編等により169件を廃止していますので、20年度に残っている補助金は305件です。

現在生きている305件の補助金についての評価結果です。内部評価の結果は「拡充」が3件、「継続」が52件です。「継続」とした補助金のうち条件付きで継続としたものは31件です。これは継続中の事業にかかるものや国の制度に終期のあるものです。「見直し」は233件が一番多いですが、このうち118件は効果の検証などを行い他の補助金と再編・統合とするとしたもので、28件は廃止を含めて検討としています。「廃止」とした補助金は17件です。

次に経過年数別の評価結果です。305件のうち、20年以上継続している補助金は合わせて136件あり、全体の45%を占めています。

外部評価についてです。外部評価は公開で10月19日の日曜日午後に市役所で実施しました。評価者は市政モニターの方16名と区協議会委員の方14名の合計30人で、交付対象が市全域に及ぶものや市民生活に深く関わるものなど30件を抽出して評価を行いました。方法としましては30人の委員さんが5つのグループに分かれ、各グループごとに6件の補助金を1件30分程度の時間で資料に記載してありますような順序で評価を実施したものです。

外部評価の結果です。「拡充」が5件、「継続」が11件、「見直し」が12件、「廃止」が2件で、内部評価(Bの列)と比較すると「拡充」、「継続」の方向、言い換えれば甘めの評価ということになると思いますが、その方向に動いた傾向が見られます。外部評価の分析ですが、内部評価と結果が同じだったものが17件で、その内訳で「廃止」という評価になったものは資料に記載の2件です。

(外部評価と内部評価で)評価が異なったものは13件です。主なものは資料に記載のとおりです。ただ、グループ全体の評価が内部評価と異なった補助金についても、各委員さんの意見では内部評価と同様の意見も数多くあったと認識しております。今回の外部評価では、評価する委員に事前に資料を送付し、事前の質問も受け付けましたので、1件30分程度の時間であっても活発な意見交換、議論ができたと思います。ただ、反省点もありますので、外部評価の実施方法は更に改良したいと考えます。

評価結果を踏まえての今後の対応ですが、情報公開については既に305件の補助金の内部評価結果一覧と、それぞれの補助金の趣旨や内容、様々な事項、評価の点数等を記載したものをホームページで公開しております。外部評価につきましては公開で実施し、結果も公表しております。また、19年度の補助金の決算の概要についても公表してまいります。内容は、先ほど補助金類似の経費として申し上げたことや、多額な補助金の概要、全ての補助金の目的、用途、交付団体等です。

21年度予算への反映ですが、今回の内部評価、外部評価の結果を踏まえ、補助の必要があるとされた補助金については、全体に補助要綱を見直し整備しまして、3年以内の終期を設けて21年度予算に載せてまいります。基本的な方向としては、補助金の件数については再編・統合により削減します。また、経常的な補助金の総額は一定の方針を決めて削減してまいります。「拡充」と評価された補助金につきましては、政策目的の達成に向けて補助の対象、内容等を検討し、さらに使いやすい補助金、補助制度にしたいと考えます。

「見直し」と評価された補助金につきましては効果を検証し、内容を見直し、類似の補助金は再編・統合・廃止を図ってまいります。それからがんばる地域応援事業につきましては、20年度執行分の評価、検証を行ったうえで新たに配分してまいります。また、最後ですが、削減の方向だけでなく、共生共助でつくる豊かな地域社会の実現に向けて効果的である補助金は、期限を定めて創設してまいりたいと思っておりますが、新設にあたってはサンセット(終期)を徹底してまいります。簡単ですが説明は以上です。

鈴木会長

最初に質問しますけど、30件の補助金の外部評価を5グループでおやりになったということですが、今後、この評価の結果に基づいて推進されるということですか。

鈴木財務部長

これについては参考という位置付けで、これを踏まえてやりますが、今後予算の中で廃止等を決定してまいります。評価の結果をそのまま反映するということではないと考えています。

鈴木会長

私も3年行革審の委員をしているけど、まだ分からないことがいっぱいなんです。だから30分でこれは良いこれは悪いと判断されるということでは、外部評価の委員が行政あるいは補助金の内容について熟知していらっしゃる方であっても、皆さんの説明を私達が聞いても再々質問しないと分からないことが多いように、こういうやり方が本当に民主主義でかつ市民の意見を聴いたという形式的なことになると、大変な問題が出るのではないかと私は心配します。

例えば50年以上も継続しているようなものは、本当に補助金と言えるのかどうか。ただ補助金を出せば良い、出さないという評価ではなくて、50年も続けているものを補助金と見ていること自体が既に問題ではないかという問題提起があるわけですよ。そういう点からすると、相撲の行司みたいに「はい勝った」「はい負けた」ということをやるのは非常に経験がないとなかなか難しいのではないかと思いますから、この結果をどうするんでしょうかと質問しました。

先ほど20年以上継続している補助金が45%あるという説明がありましたけど、そういう中でどう判断したのかということですから、外部評価と内部評価という皆さんの見方も非常に甘いと思って見ているんです。私はそうした感想を申し上げました。他の委員の方どうぞ。

原委員

私は行革審の補助金分科会の委員です。去年8月にこのお役目を拝命し、補助金を色々と考えてきました。まだよく分からないのですが、言えることは、補助金というのは法律で公益に資する場合

には出していいと決められている。だから公益に資する、つまり非常に抽象的な言葉で難しいですけども、市民全体、あるいは区の場合で言えば区全体の福祉に資することになるのかどうか判断の一番の基本になると考えます。そして、その判断が非常に難しいと考えております。

今まで私が委員を拝命しましてから色々と聞かせていただいた内容によると、いわゆる公益性に適するかどうか、必要性がどうか、あるいは費用対効果の関係がどうかということが詳細に検討されたうえで給付が決まったり、あるいは年度末にその結果を検証したりすることがほとんど行われていなかったようです。ですから、今回このように外部評価も含めて年度末に評価が実施され、しかも市民がアクセスすればそれを知ることができるよう情報公開がされているということは、その意味ではものすごく大きな進歩だと思います。

しかし、その内容を見ますと私としては少し不十分でないかという気がします。先ほどの説明にもありましたように、305件の補助金を内部評価した結果、「見直し」とされたものは233件でした。233件という見直しをかなり積極的にやってくれたという感じもしますが、そのうち118件は「効果の検証など実施したうえ他補助金との再編・統合」も考えるという結果になっているわけです。これは端的に言って、他の補助金と再編・統合を含めて検討し直すということであれば、補助金の総額としてはなにも圧縮されないですね。したがって、補助金の総額として圧縮するという方針で21年度予算をぜひ組んでいただきたいと考えます。また、233件のうち「廃止を含めて検討」が28件あると報告されましたけど、所管課が廃止すると言っても、人間は一度給付を受けるとお金が来なくなってしまうことについては大変な抵抗を示すのではないかと思います。ですから所管課が廃止だとは決めにくい事態が出てきてしまわないだろうかと思います。そこで、経過年数別の補助金件数の表(資料P.5)などを見るとびっくりしてしまうんですが、「50年以上」あるいは「40年以上50年未満」あるいは「30年以上40年未満」というように、継続的に行われている補助金が沢山あります。こんなものが本当に公益のために必要であったのか再検討する必要があるのではないかと思います。所管課では非常に切りにくいと思いますので例えば年数の基準を決めて、長年継続的に行われている補助金を対象にするとか、あるいは公益性、必要性という検討無しに情性的に継続的に寄附されている補助金、一つの基準として非常に多額の補助金あるいは逆に少額の補助金については、必要性があるのか非常に問題になると思います。

全部について再検討するのは事務の関係で難しいかもしれませんが、主な補助金をふるい出し、思い切って一旦廃止するという方針を打ち出して、もし給付を受ける側がこれはどうしても必要なんだということであれば、私が先ほどから申し上げている公益性や必要性、費用対効果についてこうなんですということを裏付ける資料を添付し、そして市当局へ申請なさるといようにしたら良いのではないのでしょうか。市の予算編成にあたる方は、そうした心がけでやっていただければよろしいのではないかと思います。それが難しければ岡崎委員がおっしゃったように総額何%カットするというようなことを打ち出して、それではどうしても金額が足りないということであれば、受給者の側から積極的に必要性を裏付ける資料を出して説明していただいて判断していただく。こうしたことは大変手間のかかることかもしれませんが、できる範囲で努力していただいて、補助金を総額で圧縮することに努めていただきたいと考えます。

素人ですけど、最近の経済情勢は非常に激しいわけですから、税収の増はまず考えられない状況にありますから、「入るを量って出づるを制する」という考え方がどうしても必要ではないかと思います。したがってなんとか総額で圧縮する方向で努力していただきたい。大変結構なシステムができました

けど、まだ私は不十分だと思いますので、そのように意見を申し上げます。

秋山委員

この評価結果が、補助金に関する議論の最終結論になってしまうとすごく怖いと感じます。というのは、内部評価はあくまで身内で身内のことを評価するわけですよ。それから外部評価については内部評価より外部評価の方が実は評価が甘めだったということが読みとれます。外部評価は市政モニター16名と区協議会の委員14名の合計30名の参加で行ったわけですが、比較的甘めの評価をする方たちを集めたのではないかというのが正直な印象です。こんなことを言うとまた怒られるかもしれませんが。

もう一点。たった4時間で6件の評価をするわけですよ。行革審では勉強会も含めてかなりたくさん時間をかけているんですけど、それに対して外部評価がなにかアリバイ作りになっていないのかを一番危惧しています。つまり、今、市が赤字なのか黒字なのかの認識で、黒字だと思えば評価は甘くなるわけです。それからこの先のことについて考えてみると、今の状況から言えば法人市民税の収入は確実に減っていきますね。個人の所得は(市全体では)そんなに急激に減ることはないですけど、法人市民税の収入は1が0になるような形で減る可能性がある。そう考えると、今の段階で、浜松市の将来を考えたときには、赤字補填的な、運営費補助的な補助金をほぼゼロにするつもりで臨まなければならないのに、資料の最後のところで「経常的な補助金の総額は、一定の方針を定め削減する」とある。「一定の方針を定め削減する」というところが、「50%減を目指して削減する」と書いてあれば心配はないんですけど、一定の方針を一定の方向へ定めて削減するというような書き方で補助金の議論が終わってしまったら非常に困ると感じました。

鈴木会長

他によろしいですか。

高柳委員

外部評価について、鈴木会長からもお話がありましたが、例えば「外部評価の分析」の「評価が異なったもの」(資料P.8)の中に「簡易老人憩の家設置費補助金」がありますね。これは行政サイドの内部評価では「廃止」だとしたのに、外部評価では「廃止」ではなくて再開する方向で見直してくれよという結果になったと理解すればいいですよ。老人憩の家は随分古い時代の法律に基づくものではないでしょうか。ということは、外部評価の委員の市民の皆さんがどんな方かは分かりませんが、こういう考えを持っていると思うんです。「市が赤字であるとかないとか、財政的にやれるとかやれないとかは関係なく、あれば便利だ」。あれば便利だという考えは多くの市民の皆様が持っている。それで駄目になる、破産するまで行かないとなかなか分かりにくいのが市民の皆さんではないか。だから行革をやっているんです。足りなければ全部上げればいいのかという考え方なら、水道料金を倍にしろ、下水道料金も上げなさい、あれもこれも全部上げなさい、市税も上げなさい、ありとあらゆるものを上げなさいということまでいくとさすがに無駄をどうしようという話が出る。「老人憩の家」なんて、今の介護制度や保険制度で色々な事業をやれば、もう持っている必要は当然無いはずなんです。要らないんですよ。それなのにそれを外部評価では「見直し」と言うんだから、市は、市民の理解を得るための説明、廃止するための説明を分かりやすくできていない。できていないからこうした外部評価

が出てくるんだろうと思います。

秋山委員は優しい人という意味でいい人が外部評価の委員になったのではないかと指摘していましたが、私は、まことに言にくいんですが市民というのは「あれば便利だ」という考えで、なくても不便はない。一番良い例を言いますと、敬老の日に祝い金を出しましたね。市はずっと出していた。私は貰っている人に聞いたんですよ。「その3,000円はどうでしょうか」あるいは「1万円はどうでしょうか」。そうしたら「高柳、市がくれると言うから貰うのであって、くれないと言ってもどうってことないよ」と。簡単な話ですね。それでタクシー券もくれますね。あれも同じなんです。皆さんそう。「くれないとくれないで自分の金で行く。だけど市がくれると言うからもらうというだけの話なんだ」。私は、こうしたことをよく理解している市民の方の話を書くことが多いので、やはりそういう考えで突き進んでもらわないといけないと思います。外部評価を頼りにすると破綻するまで「くれると言うから貰うんだ」ということになる。市民感情とはそういうものだということを私は重視しなければいけないと思います。

ですから、外部評価がどうあれ、切るならこの判断はこうですというものを出して、むしろ逆に理解を求めると強い姿勢を持たない限り、いつまで経っても埒があかない議論ばかりになると私は思います。ですからその辺を誤解のないように。外部評価には極めて慎重な姿勢で挑んで欲しいと思います。

伊藤会長代行

内部評価も外部評価も私は同じだと思うんですけど、市の事業について、外部から評価していただくことを以前おやりになっていましたね（「事業仕分け」）。これはそれぞれの事業について、市の事業として必要ですか不要ですかということの評価してもらったものですが、それと今回の補助金の評価とは全く違うものだと思います。

多分補助金を貰っているところは、市民全員がということではないにしても市民にとって必要で皆が拍手するような事業をしている。そのことの評価と、そこに補助金を出すかどうかの評価は違う。知恵を使ったりすることによって補助金なしでも事業はできるかもしれない。高柳委員が今言われたのは、100の中で市から補助金を10でも5でも貰えるといいなという例えですね。補助金には、事業そのものについて世の中の評価を得るため、市に応援してもらっていますという、言ってみれば市の名前だけでも欲しいというものと、補助金があると実質的に都合がいいというものの二つがあると思いますし、同時に、地域の将来の発展に、より寄与したり市民の生活が良くなったりすることで補助金を出して積極的に事業を推していきましょうということは全然違うことなんです。

そうしたことを考えますと、特に外部評価の場合には、本当によく中身を分かっている方が評価をしないと、この事業への補助金は無くてもいいという評価にはならない。一般論として評価してしまうと事業をやったら良いですねという結果になってしまう。だけど、その評価と、補助金を出してまでやるんですか、どうするんですかという議論は違うものだと思います。

内部で評価し、外部からも意見をいただくというのは非常に良いシステムですが、外部評価はやはり中身をしっかり分かっている方がやらないといけない。補助金がなくなるということは、その事業をやらなくていいということではないと思うんですね。その違いを市民の皆さんによく分かるようにして、委員の方もそこを理解した上で評価するようにしないと、間違った判断をしてしまうのではないかと思います。

鈴木会長

はいどうぞ。

中山委員

現段階でこの評価を鵜呑みにするのは私も早いと思いますが、21年度の予算がすぐに出てきます。その中で、市がどういう格好でこの評価結果を咀嚼して予算を組んだのか、がんばる地域応援事業補助金も含めて、我々としても全て見ていかなければならないと思います。その意味で、私も補助金分科会の担当ですから、市にはその辺をしっかりと見ていただきながら予算編成にあたっていただきたいと最後をお願いしておきます。

鈴木会長

委員の意見が大体出尽くしたようですが、私は評価制度そのものを全然信用していないとはっきり申し上げる。例えば、市の年間予算は一般会計、特別会計、企業会計の合計で約5,400億円です。そして(外郭団体の借入や未計上となっている退職給付の引当金まで含めると)6,300億円余の実質的な借金がある。そういう状況の中で、これからの補助金制度がどうあるべきかをまず考えていただきたい。あなた達は、「補助金制度を見てください。今まで戦後の高度成長の中で、補助金をばら撒いてきましたけど、実はこういう財政状況になりました。50年、30年という長年続く補助金はそういう時代のものでした。今の浜松の財政は年間の予算より借入残高のほうが上回っている状況でございますから補助金を見直したい。だから皆さん評価をしてください」という立場で話をしているのか。そうではなくただ「補助金を出しても良いですか、悪いですか」と聞けば今委員の皆さんが指摘したように「くれるもんなら貰っておこうか」という結論になってしまわないか。だからそういう市全体の動きを示した上で評価してもらう必要がある。

それで評価の結果を見て何が言えるかという、机の上で分析をしたり会議で評価したりして補助金の額を減らすとか増やすとかいうものではなく、やはり個別具体的に廃止しなければ十分減ることはないと思うんです。十分な経済力がある団体に、果たして補助金が必要か。例えば浜松商工会議所には年間1,300万円の補助金が交付されている。自分達で金を出し合って自分達の産業振興をするというのに、例えば経済力のある商工会議所や医師会に補助金がなぜ交付されているのか。これはやはり50年来続く「貰わなければ損だよ」というおねだり根性があると言わざるを得ないし、先ほど話があったように「くれるなら貰っておこうか」ということで、あまり感謝して補助金を頂いている状況でもない。50年も続いているんだから貰って当たり前だという意識になっているんですね。だから市の財政がどういう状況なのか、今後の浜松市を市民の皆さんとともに一緒にやっていくにはどうしたらいいのかというような立場で評価をしないといけない。

それからもう一つ、私は自分の経験から言うけど、行革審をこれだけやってもまだまだ分からないことがある。勉強会で市の皆さんにチンプンカンな質問をしているケースがあるわけですよ。話を聞いて初めて「そういうことだったのか」と分かる。先ほどの言葉の統一の問題でも同じです。私は「補助金」だけが補助金だと思っていたけど、一年以上経過して繰出金、交付金も補助金だということがようやく分かってきた。「慎重に検討します」の意味が長く時間をかけてやらないということだと分かってきたのもやはり一年経ってからです。

やはりトップである市長さんが市の財政全体をお示しになられて、補助金だけではなくあらゆる部

門で節約して、10年先、20年先の浜松をどう築いていくかという取り組みをしないとダメだろうと私は思います。補助金そのものについてはこれから行革審で色々と意見をディスカッションしますが、もっともっと厳しい考え方を真剣に持っていただくことをお願いします。

4 閉 会

鈴木会長

だいぶ時間が超過しましたからこれで終わりましょうか。時間がいつも遅くなってしまってどうも申し訳ありません。今日お出かけの皆さんにはぜひご理解いただいて、良い浜松市を作るようにご協力いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。今日はご苦労さまでした。

事務局長

大変長い時間ありがとうございました。事務局から事務連絡いたします。次回、第7回浜松市行財政改革推進審議会は12月21日、日曜日の開催です。午前9時から、このマイカホールで行いますのでまた皆様のご来場をお待ちしております。どうも長い間ありがとうございました。

以上により17:28閉会

議事録署名人